

ご契約のしおり 約款 7

医療保障保険(個人型)

この冊子には、ご契約に伴う大切なことがらが記載されています。必ず、ご一読いただくとともに、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保管してください。

また、ご契約のお申し込み時に別途お渡ししている「保険金などのご請求手続きとお支払事例」には、保険金などのご請求手続きやお支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的な事例などを記載しておりますので、あわせてご覧ください。

ご加入の生命保険に関するお手続き・お問い合わせ

第一生命コンタクトセンター

 0120-157-157

受付時間 月～金曜日 9:00 - 18:00

土・日曜日 9:00 - 17:00

(祝日・年末年始を除く)

この冊子には、ご契約に伴う大切なことがらが記載されています。
必ずご一読いただきますようお願いいたします。

この冊子の内容は、つぎの2つの部分で構成されています。

ご契約のしおり

ご契約についての重要事項、諸手続き、税法上の取り扱いなど、
ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすく説明しています。

約 款

「ご契約についてのとりきめ」を記載したもので、普通保険約款と
特約条項があります。

《「ご契約のしおりー約款」冊子の取り扱い》

お申し込み時に「ご契約のしおりー約款」冊子の郵送を希望された場合、ご契約者の満年齢が70歳以上の場合、ご契約の承諾後、ご契約者住所あてに郵送させていただきます。
ご契約のお申し込み前に「ご契約のしおりー約款」冊子の手交を希望される場合は、当社の担当者にお申し出ください。

お申し込みの主契約に ☒ チェックされ、
内容を確認されるときにご活用ください。

- 主契約のお支払事由等の詳細については、本冊子の「給付金などのお支払い」および「約款」をお読みください。
- お支払い等にあたっては所定の条件がありますのでご注意ください。

		ページ	
		ご契約の しおり	約款
主契約	☒ チェック欄 ☐ 医療保障保険(個人型)	29	59

ご契約のしおり

目的別もくじ	6
主な保険用語のご説明	8

ご契約に際して

保険契約の締結と生命保険募集人の権限	14
ご契約お申し込み手続きの際の留意点	14
クーリング・オフ制度(ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除)	15
保障内容の見直しを 検討されているお客さまへ	16
現在のご契約の解約・減額を前提として新たなご契約の お申し込みを検討されているお客さまへ	17
告知義務	18
ご契約の成立と保障の責任開始期	20

保険のしくみ

医療保障保険(個人型)	22
-------------------	----

給付金などのお支払い

給付金などのご請求方法	26
医療保障保険(個人型)	29
給付金などをお支払いできない場合	31

保険料について

保険料のお払い込み	36
保険料をまとめて払い込む方法	38
払込猶予期間とご契約の効力	38
効力を失ったご契約の復活	39
給付金などのお支払いの際の保険料精算	40

ご契約後について

解約	44
保険契約者・受取人の変更	45
通信先変更などの場合	47
契約者配当金	47
生命保険料控除	48
給付金などの税法上の取り扱い	49
保険証券の紛失または盗難の場合	49

会社・制度のご案内

当社の組織形態について	52
個人情報のお取り扱いについて	52
医療保障保険契約内容登録制度	53
支払査定時照会制度	54
保険金額などの削減	55
生命保険契約者保護機構	55

約款

「約款」の構成	58
---------------	----

医療保障保険(個人型)

医療保障保険(個人型)普通保険約款	59
-------------------------	----

特約条項

指定代理請求特約	76
医療保障保険(個人型)用特定疾病・部位 不担保特約	82
団体年払・半年払取扱特約	83
準団体年払・半年払取扱特約	84
団体月払取扱特約	85
準団体月払取扱特約	87
保険料口座振替特約	89

ご契約のしおり

ご契約についての重要事項、諸手続き、税法上の取り扱いなど
ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすくご説明しています。

(※)2015年6月現在のお取り扱いをご説明しており、将来的に
変更されることもあります。

ご契約に際して

保険のしくみ

給付金などのお支払い

保険料について

ご契約後について

会社・制度のご案内

目的別もくじ

■ご契約に際して

専門用語の意味がわからない

➡ 主な保険用語のご説明 **8**
ページ



主な保険用語をご説明しています。

申し込みの手続き方法を知りたい

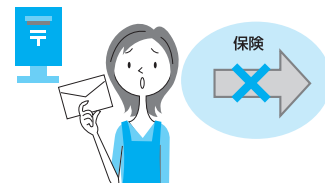
➡ ご契約お申し込み手続きの際の留意点 **14**
ページ



ご契約のお手続き方法とご留意いただきたいことをご説明しています。

申し込みを撤回したい

➡ クーリング・オフ制度
ご契約のお申し込みの撤回
またはご契約の解除 **15**
ページ



15日以内であれば、お申し込みの撤回またはご契約の解除ができます。

告知について知りたい

➡ 告知義務 **18**
ページ



ご契約に際しては過去の傷病歴、現在の健康状態や職業などをおたずねします。

保障の開始時期を知りたい

➡ ご契約の成立と保障の責任開始期 **20**
ページ



1 回目の保険料を当社が受け取った時（告知の前に受け取った場合は告知の時）から保障が始まります。

保険のしくみや保障内容を知りたい

➡ 保険のしくみ **21** ~ **23**
ページ
➡ 給付金などのお支払い **25** ~ **33**
ページ



保険のしくみや給付金などのお支払いについてご説明しています。

■保険料について

保険料の払い方を変えたい 保険料をまとめて払いたい

➡ 保険料のお払い込み **36**
ページ

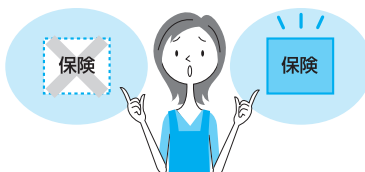
➡ 保険料をまとめて
払い込む方法 **38**
ページ



保険料のお払い込みの方法（経路・回数）を変更したり、保険料をまとめて払い込むことができます。

効力を失った契約を もとに戻したい

➡ 効力を失ったご契約の復活 **39**
ページ



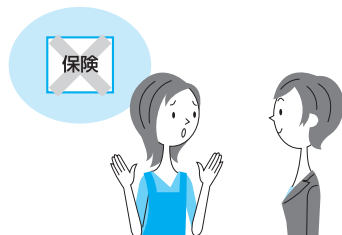
保険料のお払い込みがなく効力がなくなった場合でも、もとに戻すことができます。

■ご契約後について

保険を解約したい

➡ 解約

44
ページ



ご契約はいつでも解約することができます。

契約者や受取人を変更したい

➡ 保険契約者・受取人の変更

45
ページ

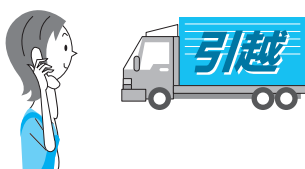


ご契約者や死亡保険金受取人を変更することができます。

住所が変わった

➡ 通信先変更などの場合

47
ページ



住所・電話番号などのお客さま情報に変更があった場合は、お手続きが必要です。

名前が変わった

➡ 通信先変更などの場合

47
ページ

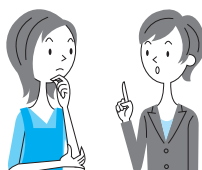


ご結婚などにより名義が変わった場合は、お手続きが必要です。

生命保険料控除について知りたい

➡ 生命保険料控除

48
ページ



生命保険料の一定額が所得から控除される制度があります。

税金について知りたい

➡ 給付金などの税法上の取り扱い

49
ページ



受け取る給付金などには、課税されるものと非課税となるものがあります。

給付金・保険金をご請求の際

被保険者が入院をされた場合、亡くなられた場合には・・・

保険証券と「ご契約のしおりー約款」でご契約の内容をご確認ください



お支払事由に該当しているかご確認ください

➡ 給付金などのお支払い

29 ~ 30
ページ

➡ 給付金などをお支払いできない場合

31 ~ 33
ページ

ご請求のお手続きの概要をご確認ください

➡ 給付金などのご請求方法

26 ~ 28
ページ

お手続きにあたりましては、担当の職員または
コンタクトセンターまで
ご連絡ください

第一生命コンタクトセンター

0120-157-157

主な保険用語のご説明

い 一括払（いつかつばらい）

月払契約の場合で、当月分以後の**保険料**をまとめてお払い込みいただくことをいいます。

医療保障保険契約内容登録制度（いりょうほしょうけんけいやくないほうとうろくせいど）

保険契約のお引き受けの判断の参考とすることを目的として、各生命保険会社が保険契約に関する登録事項を共同して利用する制度です。

か 解約（かいやく）

保険期間の途中で、ご**契約者**の意思でご契約を消滅させることをいいます。解約されますと、以後の保障はなくなります。

解約返戻金（かいやくへんれいきん）

ご契約を**解約**された場合などに、ご**契約者**にお支払いするお金のことをいいます。なお、この保険契約に対する解約返戻金はありません。

き 給付金（きゅうふきん）

被保険者が病気やケガにより入院されたときなどにお支払いするお金のことをいいます。

例 入院給付金、治療給付金

給付金受取人（きゅうふきんうけとりじん）

給付金を受け取る人のことをいいます。給付金受取人はご**契約者**が指定します。なお、ご**契約者**または**被保険者**のいずれかに限ります。

< クーリング・オフ制度（くーりんぐ・おふせいど）

ご契約に納得がいけない場合、お申込者またはご**契約者**は、ご契約の申込日または**第1回保険料充当金**をお払い込みいただいた日のいずれか遅い日（お申し込み時に「ご契約のしおりー約款」冊子の郵送を希望された場合またはご**契約者**の満年齢が70歳以上で「ご契約のしおりー約款」冊子を郵送する場合、「ご契約のしおりー約款」冊子の受領日）から、その日を含めて15日以内であれば、書面によるお申し出により、ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この取り扱いをクーリング・オフといいます。

け 契約応当日（けいやくおうとうび）

ご契約後の**保険期間**中に迎える、毎月、半年ごとまたは毎年の**契約日**に対応する日のことをいい、毎月の**契約日**に対応する日を「月単位の**契約応当日**」、半年ごとの**契約日**に対応する日を「半年単位の**契約応当日**」、毎年の**契約日**に対応する日を「年単位の**契約応当日**」といいます。なお、**契約日**に対応する日のない月の場合は、その月の末日をいいます。

例 契約日が2016年1月1日の場合
●月単位の**契約応当日**：2016年2月1日以降の毎月1日
●半年単位の**契約応当日**：2016年7月1日以降毎年の1月1日および7月1日
●年単位の**契約応当日**：2017年以降毎年の1月1日

契約者（けいやくしゃ）

⇒「**保険契約者**」の用語解説をご覧ください。

契約者配当金（けいやくしゃはいとうきん）

毎年の決算により積み立てた**契約者配当準備金**の中から、ご**契約者**に分配されるお金のことをいいます。ただし、毎年の決算の状況によっては**契約者配当金**が支払われないこともあります。

契約年齢（けいやくねんれい）

被保険者の年齢を**契約日**現在の満年齢で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは切り上げて計算した年齢のことをいいます。

例 39歳7か月の被保険者の**契約年齢**は40歳となります。

契約日（けいやくび）

保障開始の日（**責任開始期**の属する日）をいい、**契約年齢**、**保険期間**などの計算の基準日になります。ただし、**保険料**の払込方法によっては**契約日**と保障開始の日が異なる場合があります。

例 月払でかつ口座振替や団体を通じてのお払い込みの場合
契約日は保障開始の日の属する月の翌月1日となります。

減額（げんがく）

基準日額を減らすことをいいます。減額分は**解約**したものと取り扱います。

こ 更新（こうしん）

保険期間が満了したときに、健康状態にかかわらず、原則としてそれまでと同一の保障内容・基準日額での保障を継続できる制度のことをいいます。更新の際は、更新日現在の**保険年齢**・保険料率によって**保険料**が再計算されるため、保険料は通常高くなります。ご**契約者**からお申し出がなければ自動的に更新されます。

告知義務（こくちぎむ）

ご契約のお申し込みまたは**復活**に際して、過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）・現在の健康状態・身体の障害状態・職業などについての質問に対して、事実をありのまま正確にもれなくお答えいただく義務のことをいいます。

告知義務違反（こくちぎむいはん）

告知事項について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知されたりした場合は、「**告知義務違反**」としてご契約が解除されることがあります。

し 失効（しっこう）

猶予期間内に**保険料**のお払い込みがなく、ご契約の効力が失われることをいいます。ご契約が失効すると、保障がない状態になり、**保険金**・**給付金**などをお支払いできないこととなります。

指定代理請求人（していだいりせいきゅうにん）

被保険者が**給付金**などを請求できない特別な事情があるときに、受取人の代理人として、その給付金などを請求する人のことをいいます。指定代理請求人は、ご**契約者**があらかじめ指定した方となります。

支払限度（しはらいげんど）

給付金などのお支払いに関する限度のことをいいます。

例

入院給付金の支払限度
1回の入院についての支払日数の限度と通算の支払日数の限度があります。

支払査定時照会制度（しはらいさいていじしょうかいせいど）

保険金などのお支払いの判断または保険契約などの解除、取消もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、各生命保険会社などの保有する保険契約などに関する事項を共同して利用する制度です。

支払事由（しはらいじゆう）

保険金・**給付金**などが支払われる場合のことをいいます。

例

被保険者の死亡、入院

主契約（しゅけいやく）

ご契約のベースとなる部分で、**約款**のうち**普通保険約款**に記載されている契約内容のことをいいます。

診査（しんさ）

診査医扱いのご契約に申し込まれた場合には、当社の指定する医師により問診・検診をさせていただきます。また、勤務先などの定期健康診断の結果をご利用いただく方法、**生命保険面接士**（生命保険協会の定める資格を有する者）の面接報告による方法などもあります。

せ 生命保険募集人（せいめいほけんほしゅうにん）

生命保険契約の募集を行う人のことをいいます。当社の生命保険募集人（当社の職員・募集代理店の担当者）は、お客さまと当社の保険契約の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。

生命保険面接士（せいめいほけんめんせつし）

生命保険のご契約の際、告知事項などを確認する人のことをいいます。生命保険協会が行う資格試験に合格した者が、生命保険面接士として認定されます。

責任開始期（せきにんかいしき）

ご契約の締結または**復活**に際して、当社がご契約上の保障を開始する時をいいます。なお、復活が行われたご契約においては、最後の復活の際の責任開始期とします。

た 第1回保険料充当金（だいいつかいほけんりょうじゅうとうきん）

ご契約のお申し込み時にお払い込みいただくお金のことをいいます。ご契約が成立した場合には、第1回保険料に充当されます。

代理請求制度（だいりせいきゅうせいど）

被保険者が**給付金**などを請求できない特別な事情があるときに、所定の代理人が給付金などを請求できる制度のことをいいます。

つ 積立配当金（つみたてはいとうきん）

積み立てられた**配当金**のことをいいます。積立配当金は、当社所定の利率（金利水準などにより変更することがあります）による利息をつけて積み立てます。

と 特定疾病・部位不担保（とくていしつぺい・ぶいふたんぼ）

特別条件の一つで、**被保険者**の健康状態などが当社の定めた基準に適合しない場合に、その危険の種類および程度に応じて、当社が指定した特定の疾病または身体の特定の部位・臓器に対して**給付金**などをお支払いしないことをいいます。

特別条件（とくべつじょうけん）

被保険者の健康状態や過去の病歴など、その症状が軽い場合や完治して一定年数が経過した場合などに、ご契約にお付けする条件のことをいいます。特別条件をお付けしてお引き受けするご契約を特別条件付契約といいます。

特約（とくやく）

主契約の保障内容をさらに充実させるためや、主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。

特約条項（とくやくじょうこう）

特約の**約款**のことをいいます。なお、**普通保険約款**と特約条項が異なる内容の場合は、特約条項が優先的に適用されます。

ね 年齢（ねんれい）

⇒「**保険年齢**」の用語解説をご覧ください。

は 配当金（はいとうきん）

⇒「**契約者配当金**」の用語解説をご覧ください。

払込期月（はらいこみきげつ）

保険料をお払い込みいただく月のことで、払込方法に応じて迎える**契約応当日**の属する月の初日から末日までの期間をいいます。



契約応当日が4月1日の場合
保険料の払込期月は、4月1日から4月30日までとなります。

払込猶予期間（はらいこみゆうよきかん）

⇒「**保険料払込の猶予期間**」の用語解説をご覧ください。

ひ 被保険者（ひほけんしゃ）

保険がかけられている人のことで、その人の生死・病気・ケガなどが保険の対象となります。

ふ 不担保（ふたんぼ）

特定の身体部位などに対して、**給付金**をお支払いしないことをいいます。

普通保険約款（ふつうほけんやっかん）

主契約の**約款**のことをいいます。なお、約款には普通保険約款と**特約条項**があります。

復活（ふっかつ）

失効したご契約を有効な状態に戻すことをいいます。この場合、あらためて告知または**診査**をしていただきますが、健康状態などによっては復活できないこともあります。

ほ 保険期間（ほけんきかん）

当社がご契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことをいいます。この期間内に死亡や入院などの**支払事由**が発生した場合のみ、**保険金**・**給付金**などのお支払いの対象となります。

保険金（ほけんきん）

被保険者が死亡されたときにお支払いするお金のことをいいます。

保険金受取人（ほけんきんうけとりじん）

保険金を受け取る人のことをいいます。保険金受取人はご**契約者**が指定します。

保険契約者（ほけんけいやくしゃ）

当社と保険契約を結び、保険契約上の権利（契約内容変更の請求権など）と義務（**保険料**のお払い込みの義務など）を持つ人のことをいいます。当社では保険契約を「契約」、保険契約者を「契約者」と言い表します。

保険証券（ほけんしょうけん）

ご契約の基準日額や**保険期間**などの契約内容を具体的に記載したものをいいます。

保険年齢（ほけんねんれい）

契約年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算した年齢のことをいいます。

- 例 契約日が2016年1月1日、契約年齢が40歳の場合
保険年齢は、2017年1月1日より41歳、2018年1月1日より42歳、…となります。

保険料（ほけんりょう）

保障の対価として、ご契約者から当社にお支払いいただくお金をいいます。

保険料期間（ほけんりょうきかん）

保険料が充当される期間のことをいいます。保険料の払込方法（回数）に応じて、それぞれの契約応当日から、つぎの払込期月の契約応当日の前日までの期間となります。

- 例 ●月払の場合：月単位の契約応当日からつぎの月単位の契約応当日の前日までの期間
●半年一括払の場合：半年単位の契約応当日からつぎの半年単位の契約応当日の前日までの期間
●年一括払の場合：年単位の契約応当日からつぎの年単位の契約応当日の前日までの期間

保険料の払込方法（回数）（ほけんりょうのはらいこみほうほう（かいすう））

保険料の払込方法（回数）には、月払、半年一括払および年一括払があります。

保険料の払込方法（経路）（ほけんりょうのはらいこみほうほう（けいろ））

保険料の払込方法（経路）には、口座振替によるお支払い込み、所属する会社や官公署などの団体を通じてのお支払い込み、送金によるお支払い込みなどがあります。

保険料払込期間（ほけんりょうはらいこみきかん）

保険料をお支払いいただく期間のことをいいます。

保険料払込の猶予期間（ほけんりょうはらいこみのゆうよきかん）

保険料のお支払い込みには猶予期間があります。保険料の払込方法（回数）に応じて、つぎのとおりです。

- 例 ●月払の場合：払込期月の翌月初日から末日まで
●年一括払・半年一括払の場合：払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで

み 未払込保険料（みはらいこみほけんりょう）

払込期月の契約応当日からつぎの払込期月の契約応当日の前日までの期間に対応する保険料で、まだ払い込まれていない保険料のことをいいます。

め 免責事由（めんせきじゆう）

支払事由に該当された場合でも、保険金・給付金などをお支払いできない特定の事由のことをいいます。

- 例 ご契約後1年以内の自殺、酒気帯び運転中の事故による入院 など

や 約款（やっかん）

「ご契約についてのとりきめ」を記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。

ゆ 猶予期間（ゆうよきかん）

⇒「保険料払込の猶予期間」の用語解説をご覧ください。

よ 予定死亡率（よていしほりつ）

死亡率とは、多数の人々のうち、1年間に死亡する人数の割合です。過去の統計をもとに死亡者数を予測して保険料を算定しますが、この計算に用いる死亡率のことを予定死亡率といいます。

予定利率（よていりりつ）

保険料はその算出にあたり、将来の資産運用による収益をあらかじめ見込んで割引いていますが、その際に用いる利率のことを予定利率といいます。



MEMO

Dotted lines for writing.

ご契約に際して

■ 保険契約の締結と生命保険募集人の権限	14
■ ご契約お申し込み手続きの際の留意点	14
■ クーリング・オフ制度 （ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除）	15
■ 保障内容の見直しを検討されているお客さまへ	16
■ 現在のご契約の解約・減額を前提として 新たなご契約のお申し込みを検討されているお客さまへ	17
■ 告知義務	18
■ ご契約の成立と保障の責任開始期	20

保険契約の締結と生命保険募集人の権限

生命保険契約は、お客さまと当社との間で締結される契約であり、お客さまからお申し込みをいただき、当社が承諾したときに有効に成立します。当社の生命保険募集人はその媒介を行う者で、保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。

1 保険契約締結の「媒介」と「代理」

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約の申し込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約の申し込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

2 生命保険募集人

- 当社の生命保険募集人（当社の職員・募集代理店の担当者）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。
- 保険契約は、お客さまからのお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- ご契約の成立後に内容の変更などをされる場合にも、原則としてご契約内容の変更などに対する当社の承諾が必要になります。
 - ・保険契約の復活 など

ご契約お申し込み手続きの際の留意点

ご契約のお申し込みから成立までのお手続きに際してご留意いただきたいことからは、つぎのとおりです。

1 お申し込み・告知

- ご契約の前に、「保障設計書（契約概要）」「重要事項説明書（注意喚起情報）」をご確認ください。「保障設計書（契約概要）」「重要事項説明書（注意喚起情報）」にはそれぞれ、保険商品の内容をご理解いただくための情報やご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご注意ください事項を記載しています。必ず内容をご理解・ご了承のうえお申し込みください。
- お申込内容を十分お確かめのうえ、ご契約者・被保険者ご自身でお手続きください。また、ご契約者が法人の場合は申込書に押印してください。
- 告知^①は健康状態などをお知らせいただくものです。被保険者ご自身で正確にお答えください。

2 保険料のお払い込み

- 第1回保険料充当金などを現金にて当社の職員にお払い込みいただく際には、必ず引き換えに当社所定の領収証（社名・社印が印刷されたもの）をお受け取りください。
- 第1回保険料充当金などをデビットカードやクレジットカードでお払い込みいただく場合または金融機関からお振り込みいただく場合などは、お手続きの際にお渡しする当社所定の利用票控などを大切に保管してください。なお、当社所定の領収証が必要な場合は、担当の職員または取扱支社までご連絡ください。

3 お申込内容のご確認

- ご契約が成立した場合^②には、「保険証券」などをお送りしますので、お申込内容などに間違いがないか必ずご確認ください。万一、内容が相違していたり、ご不審な点がありましたら、すぐに取扱支社までご連絡ください。



・保険証券はご契約上のお手続きに必要なものですので、大切に保管してください。

① 告知については、「告知義務」（18ページ）をご参照ください。

② ご契約の成立については、「ご契約の成立と保障の責任開始期」（20ページ）をご参照ください。

クーリング・オフ制度（ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除）

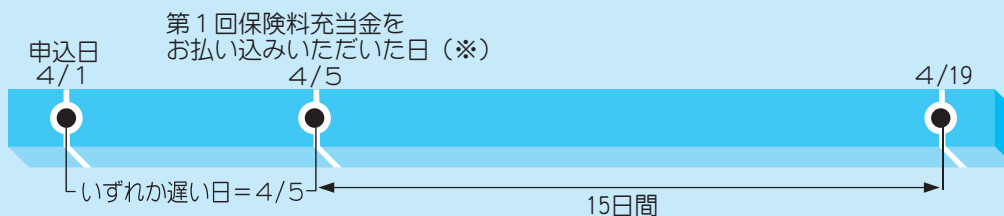
ご契約に納得がいけない場合、お申込者またはご契約者（以下「申込者など」といいます）は、ご契約の申込日または第1回保険料充当金をお支払いいただいた日のいずれか遅い日（*）から、その日を含めて15日以内であれば、書面によるお申し出により、ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申し込みの撤回など」といいます）をすることができます。

（*）お申し込み時に「ご契約のしおりー約款」冊子の郵送を希望された場合またはご契約者の満年齢が70歳以上で「ご契約のしおりー約款」冊子を郵送する場合、「ご契約のしおりー約款」冊子の受領日とします。

1 お申し出方法

- お申し込みの撤回などは、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便により上記期間内（15日以内の消印有効）に取扱支社または本店あてお申し出ください。
- 書面（封書、はがき）には、お申し込みの撤回などをする旨を明記し、申込者などの氏名・住所および保険料充当金領収証の番号（表面左上）をご記入ください。また、ご契約者が法人の場合は申込書と同一の印で押印してください。
- 第1回保険料充当金をデビットカードやクレジットカードでお支払いいただいた場合または金融機関からお振り込みいただいた場合などには、保険料充当金領収証は交付していませんので、書面への保険料充当金領収証の番号のご記入は不要です。

■クーリング・オフの例



- 4/19までが、クーリング・オフのお申し出ができる期間です。
- 4/19までの消印のある郵便によるお申し出であることを要します。

（※）デビットカードやクレジットカードでお支払いの場合は、当社決済端末でお手続きいただいた日が第1回保険料充当金をお支払いいただいた日となります。

2 お申し込みの撤回などができない場合

- つぎの場合には、お申し込みの撤回などのお取り扱いができません。

- ①当社指定の医師による診査が終了した場合
- ②債務履行の担保のための保険契約である場合
- ③ご契約の成立後に内容を変更される場合
- ④ご契約者が団体で、一括式の保険証券を発行する場合

3 その他

- お申し込みの撤回などがあった場合には、お支払いいただいた金額は申込者などに全額お返しします。
- 当社はお申し込みの撤回などに関して、損害賠償または違約金その他金銭の支払いを請求しません。
- お申し込みの撤回などの書面の発信時に保険金・給付金などのお支払事由が生じている場合には、お申し込みの撤回などの効力は生じません。ただし、お申し込みの撤回などの書面の発信時に、申込者などが保険金・給付金などのお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

保障内容の見直しを検討されているお客さまへ

現在のご契約の保障内容を見直したいときには、つぎのような方法がご利用いただけます。

ご利用方法	図解	しくみと特長	留意事項
転換制度		現在のご契約の責任準備金や配当金など（転換価格）を新しいご契約の一部に充当する方法です。 保険の種類、保障額、期間、付加する特約などを総合的に変更することができます。	新しいご契約の保険料は、転換制度ご利用時の契約年齢、保険料率により計算します。 現在のご契約は消滅します。
部分保障変更制度		現在のご契約の一部の責任準備金など（変更価格）を新しいご契約の一部に充当する方法です。 必要な保障は継続しつつ、保険の種類、保障額、期間、付加する特約などを総合的に変更することができます。	新しいご契約の保険料は、部分保障変更制度ご利用時の契約年齢、保険料率により計算します。 現在のご契約のうち保障内容を見直しする部分は消滅します。ご契約は、現在のご契約と新しいご契約の2件になります。
医療保障変更制度		現在のご契約に付加されている入院関係特約の責任準備金など（変更価格）を新しいご契約の「無配当終身医療保険」の一部に充当する方法です。	新しいご契約の保険料は、医療保障変更制度ご利用時の契約年齢、保険料率により計算します。 現在のご契約に付加されている入院関係特約は消滅します。ご契約は、現在のご契約と新しいご契約の2件になります。
特約の中途付加		現在のご契約に特約を新たに付加する方法です。 現在のご契約の保障内容や保障期間を変えずに、保障内容を充実させることができます。	付加する特約の保険料は、現在のご契約の保険料に加えてお支払いいただきます。
特約変更		現在のご契約に付加されている特約の一部を新しい特約に変更する方法です。	変更する前の特約の保険料のお支払いは不要になりますが、新しい特約の保険料を継続する部分の保険料とあわせてお支払いいただきます。
追加契約		現在のご契約に追加して、別の新しい保険にご契約いただく方法です。 現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実させることができます。	現在のご契約の保険料と新しいご契約の保険料をお支払いいただきます。 ご契約は2件になります。

- 上記の方法のほか、保険金額・給付金額などを減額する方法や保険期間を変更する方法などがあります。
- 現在のご契約の種類や内容などによってはお取り扱いできない場合があります。また、それぞれの方法のご利用に際しては、所定の条件を満たすことが必要です。
- 保障内容見直し後の保険料は、どの方法をご利用いただくかによって異なります。
- 転換制度、部分保障変更制度、医療保障変更制度をご利用の場合、保険料の基礎となる予定利率などは、現在のご契約と新しいご契約で異なることがあります。たとえば、新しいご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、主契約などの保険料が高くなり不利益となることがあります。
- 保障内容の見直しにあたっては、あらためて診査（または告知）が必要になります（ご利用いただく方法によっては不要な場合もあります）。健康状態などによってはご利用いただけない場合があります。

現在のご契約の解約・減額を前提として新たなご契約のお申し込みを検討されているお客さまへ

現在ご契約されている保険契約（特約）について解約、減額などの契約内容変更をされるときには、一般的に、つぎのような場合、ご契約者にとって不利益となることがあります。

- 現在ご契約されている保険契約の解約返還金は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約返還金は、まったくないか、あってもごくわずかです。なお、解約返還金の計算は、個々のご加入生命保険会社・ご契約内容により異なります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の権利などを失うこととなる場合があります。
- 保険料の基礎となる予定利率などは、現在のご契約と新たなご契約で異なることがあります。たとえば、新たなご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、主契約などの保険料が高くなり不利益となることがあります。
- 一般の契約と同様に告知義務があり、健康状態などによっては新たなご契約のお引き受けができない場合があります（保険種類によっては告知義務がない場合があります）。また、新たなご契約の責任開始期を起算日として告知義務違反による解除の規定が適用され、詐欺によるご契約の取消の規定などについても新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。したがって、告知が必要な傷病歴などを告知されなかった場合、新たなご契約が解除・取消となることもあります。
- 現在のご契約のままであればお支払いができる場合であっても、告知義務違反による解除や詐欺による取消、責任開始期の属する日から3年以内（新たな保険契約が医療保障保険（個人型）の場合は1年以内）の自殺、責任開始期前の発病などの場合には保険金・給付金などが支払われないことがあります。
- 現在ご契約の保険契約を解約された場合、新たな保険契約のお取り扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約を元に戻すことはできません。また、現在ご契約の保険契約を減額された場合、元のご契約に戻す（復旧する）お取り扱いに制限を受けることがあります。

ご契約をお引き受けするかどうかを決めるための重要なことがらについておたずねします。ご契約者や被保険者には、健康状態など当社がおたずねすることがらについて、事実をありのまま正確にもれなくお答えいただく義務があります。

1 告知義務とは

- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。健康状態のよくない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件で契約されますと、保険料負担の公平性を保つことができません。したがって、公平性を保つためのルールとして告知義務があります。
- 告知義務とは、ご契約のお申し込みまたは復活に際して、過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）・現在の健康状態・身体の障害状態・職業などについての質問に対して、事実をありのまま正確にもれなくお答えいただく義務のことをいいます。

2 告知の方法

- 当社指定の医師が診査を行う場合（診査医扱い）
まず被保険者ご自身で告知事項についてありのままをお答えください。つぎに診査医が口頭で告知を求める場合がありますので、そのときは事実をありのままお知らせください。口頭で告知された内容は診査医により記録されますので、ご確認のうえご署名ください。
- 医師の診査に代える扱い
勤務先の定期健康診断の結果をご利用いただく方法や、当社の生命保険面接士の面接報告による方法の場合には、被保険者ご自身で告知事項についてありのままをお答えください。
- 診査を行わない場合（告知扱い）
被保険者（またはご契約者）ご自身で告知事項についてありのままをお答えください。



- ・告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有していますので、告知事項についてお答えいただいたことと、当社指定の医師に口頭でお話しいただいたことが告知となります。生命保険募集人（当社の医師以外の職員や募集代理店の担当者）や生命保険面接士にお話しいただいても、告知をいただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

3 傷病歴などがある場合のご契約のお引き受け

- 当社では、ご契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態などに応じてご契約のお引き受けの判断を行っています。
- 傷病歴や通院の事実などを告知された場合には、所定の検査や追加のくわしい告知などが必要となる場合があります。
- 傷病歴などがある場合にはご契約をお断りすることもあります。すべてお断りするものではなく、「特定疾病・部位不担保」の特別条件を付けてお引き受けすることや、告知いただいた傷病などによっては特別条件を付けずにお引き受けできる場合もあります。

4 告知内容が事実と異なる場合のご契約の解除

- 告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり事実と違うことを告知されたりした場合、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除し、保険金・給付金のお支払いができません。ただし、当社がご契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたときもしくは過失のため知らなかったとき、当社が解除の原因を知った時から1か月を経過したとき、または責任開始期の属する日から2年を経過したときは、当社はご契約を解除することができません。

具体例

糖尿病の治療中にもかかわらず、これを告知されなかった場合には、ご契約が解除されることがあります。この場合には、たとえ糖尿病により保険金・給付金をお支払いする事由が発生していても、お支払いすることができません。

- 責任開始期の属する日から2年を経過していても、保険金・給付金のお支払事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
- 告知にあたり、当社の生命保険募集人（当社の職員・募集代理店の担当者）が、解除の原因となる事実について、告知をすることを妨げたとき、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めたときは、当社はご契約を解除することはできません。ただし、当社の生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、当社はご契約を解除することができます。
- ご契約が解除される場合で、すでに保険金・給付金をお支払いしている場合には、その金額を当社にお返しいただきます。
- 告知義務違反があった場合で、その内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、保険金・給付金をお支払いすることがあります。この場合、
 - ・2年経過後にも取消となることがあります。
 - ・すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。



- ・ご契約のお申し込み後または保険金・給付金のご請求があったときに、当社の確認担当職員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについてご確認させていただく場合があります。

告知に関するご照会先

生命保険ご加入時の告知に関してつぎのような場合は、下記フリーダイヤルにてお問い合わせを承ります。

- 「告知の前にご確認いただきたい事項」についてご不明な点がある場合
- お身体の状態について告知すべきか判断に迷われる場合
なお、当社の職員・募集代理店の担当者は、告知内容についてご相談をお受けすること等はできません。
- 告知内容のお客さま控をご確認いただき、告知内容にもれや間違いが判明した場合
なお、追加・訂正された告知内容をもとにご契約の引き受け・継続またはご契約内容の変更などについて再度検討させていただきます。

告知専用フリーダイヤル



0120-845-871 <通話料無料>

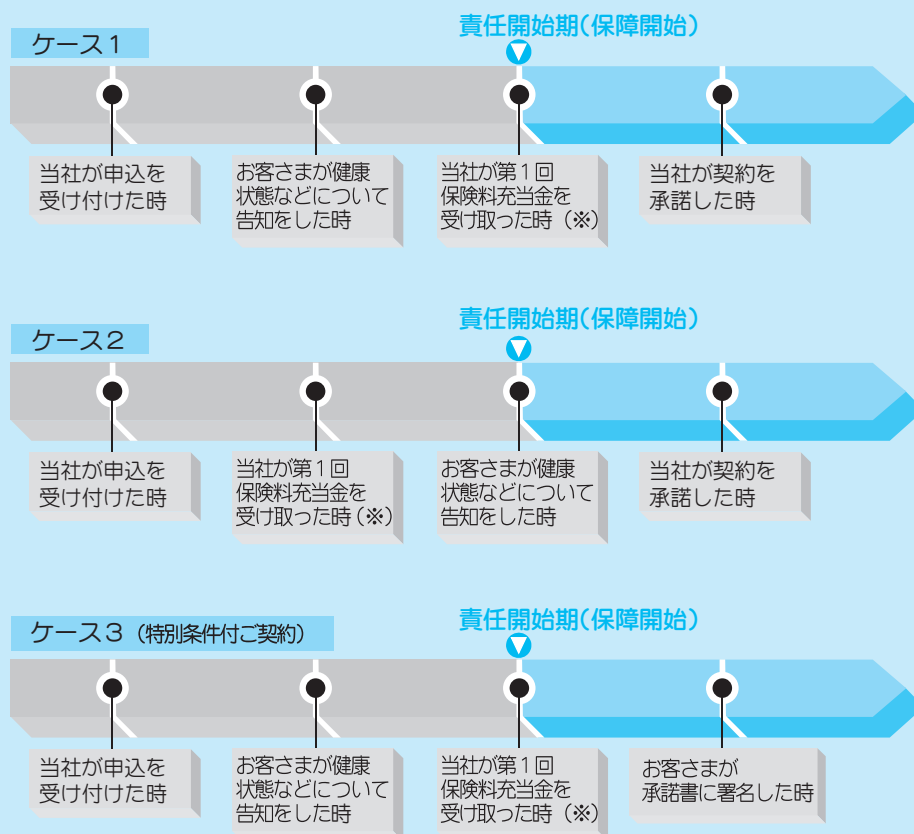
受付時間 月～金曜日 9:00-18:00
土曜日 9:00-17:00
(祝日・年末年始を除く)

- *プライバシー保護のため、お問い合わせ・お申し出は必ず被保険者ご本人さまからお願いいたします。
- *告知専用フリーダイヤルへのお電話は、当社業務の運営管理およびサービス充実等の観点から録音させていただきます。

ご契約の成立と保障の責任開始期

(約款第2条)

ご契約は、お客さまからのお申し込みに対して当社が承諾した時に有効に成立します。当社がご契約をお引き受けすることを承諾した場合には、第1回保険料充当金を当社が受け取った時（告知の前に受け取った場合は告知の時）からご契約上の保障が開始されます。



(※) デビットカードやクレジットカードでお支払いの場合は、当社決済端末でお手続きいただいた時が当社が第1回保険料充当金を受け取った時となります。

- 特別条件付のご契約は、特別条件のお取り扱いを記載した承諾書に署名していただいた場合（ご契約者が法人の場合は署名・押印していただいた場合）に、第1回保険料充当金を当社が受け取った時（告知の前に受け取った場合は告知の時）にさかのぼって保障が開始されます。
- 第1回保険料充当金を現金にて当社の職員にお支払いいただく際には、当社所定の領収証（当社の社名・社印が印刷されたもの）を必ずお受け取りください。
- 第1回保険料充当金をデビットカードやクレジットカードでお支払いいただく場合または金融機関からお振り込みいただく場合などは、お手続きの際にお渡しする当社所定の利用票控などを大切に保管してください。
- ご契約が成立した場合には、当社は「保険証券」をお送りし承諾の通知とします。「保険証券」はご契約上のお手続きに必要なものですので、大切に保管してください。

保険のしくみ

■ 医療保障保険(個人型) 22

医療保障保険（個人型）

1 しくみ

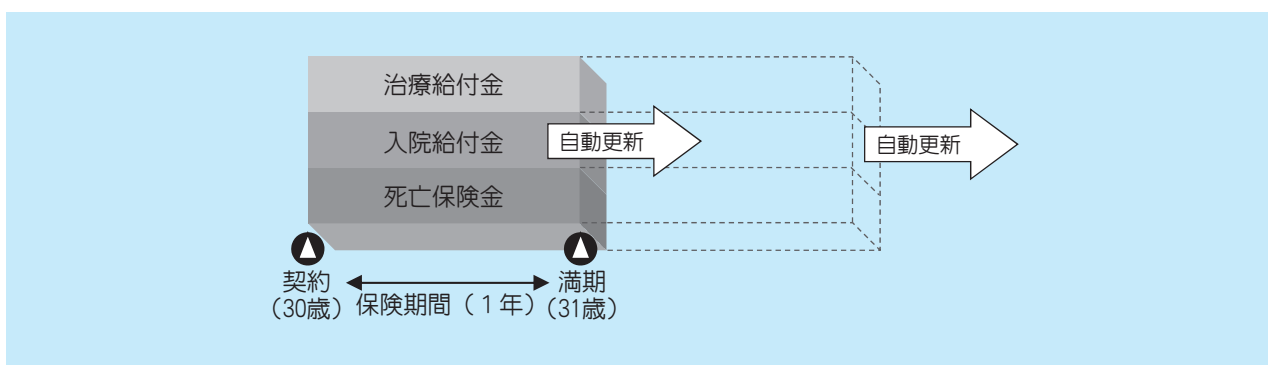
- この保険は、公的医療保険制度の補完的役割を担う保険で、傷害または疾病による入院保障と死亡保障を確保できます。
- この保険の被保険者としてご加入できる方は、公的医療保険制度に被保険者もしくは組合員として加入されている方またはその被扶養者のうち保険年齢が15歳から65歳までで当社の定める範囲の方です。
- すでに医療保障保険（個人型）または医療保障保険（団体型）に加入されている方は、新たにこの保険に加入することはできません。

2 ご契約例

医療保障保険（個人型）

- 30歳契約
- 1年満期

■しくみ図



3 自動更新

- ご契約は、保険期間満了日の2か月前までに、継続しない旨のお申し出がない限り、被保険者の健康状態にかかわらず、保険期間満了日の翌日に自動的に更新されます。
- 更新後の保険期間は、更新前の保険期間と同一（1年）とします。
- 更新後の保険料は、更新日現在の被保険者の保険年齢および保険料率によって計算します。したがって、更新後の保険料は更新前の保険料と異なります。また、更新後のご契約には更新日における約款が適用されます。更新日に当社がこの保険契約の締結を取り扱っていないときは、この保険契約の更新にかえて、当社所定の他の保険契約を締結します。
- すでに給付金などのお支払いがあるときは、その支払日数などを更新後のご契約の支払限度に通算します。
- つぎの場合には更新をお取り扱いしません。
 - ・更新日の前日までの保険料が払い込まれていないとき
 - ・更新日における被保険者の保険年齢が69歳をこえるとき

4 医療保障保険（団体型）または医療保障保険（団体型）用家族特約からの加入

- 医療保障保険（団体型）または医療保障保険（団体型）用家族特約（以下「加入前契約」といいます）にご加入の場合で、被保険者数の減少によりご契約が解除されたり、または退職等の事由により脱退されたときは、当社所定の要件を満たしていれば、あらためて告知や診査をしていただくことなく、この保険に加入することができます。
- この保険契約の治療給付金の治療給付率および入院給付金の基準日額は、加入前契約の治療給付金の治療給付率および入院給付金の基準日額を限度とします。
- 各種給付金のお支払限度については加入前契約の支払日数とこの保険契約の支払日数を通算します。
- 医療保障保険（団体型）用短期入院・手術特約を付加されたご契約からの加入の場合、短期入院給付金および手術給付金の保障はなくなります。
- 給付金および死亡保険金のお支払いについては、加入前契約のその被保険者に対する部分の「責任開始期」または「責任開始の日」をこの保険契約の「責任開始期」または「責任開始の日」とみなします。ただし、加入前契約による給付金を支払うこととなる入院に対しては、この保険契約による給付金を重複してはお支払いしません。

5 新医療保障保険（団体型）または新医療保障保険（団体型）用家族特約からの加入

- 新医療保障保険（団体型）または新医療保障保険（団体型）用家族特約（以下「加入前契約」といいます）にご加入の場合で、被保険者数の減少によりご契約が解除されたり、または退職等の事由により脱退されたときは、当社所定の要件を満たしていれば、あらためて告知や診査をしていただくことなく、この保険に加入することができます。
- 加入前契約の給付内容とこの保険契約の給付内容は異なります。給付内容の違いをご確認いただき、ご理解・ご了承のうえお申し込みください。
- この保険契約の入院給付金の基準日額は、加入前契約の入院給付金日額を限度とします。
- 入院給付金のお支払限度については加入前契約の支払日数とこの保険契約の支払日数を通算します。
- 給付金および死亡保険金のお支払いについては、加入前契約のその被保険者に対する部分の「責任開始期」または「責任開始の日」をこの保険契約の「責任開始期」または「責任開始の日」とみなします。ただし、加入前契約による給付金を支払うこととなる入院に対しては、この保険契約による給付金を重複してはお支払いしません。

6 治療給付率・基準日額の変更

- 被保険者の同意および当社の承諾を得て、所定の範囲内で治療給付率の増率または基準日額の増額をすることができます。
- 所定の範囲内で治療給付率の減率または基準日額の減額をすることができます。この場合、お申し出の直後に到来する更新日から変更されます。



- ・公的医療保険制度の改正が行われた場合には、当社は、主務官庁の許可を得て、この保険契約の内容を変更することがあります。この場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨を通知します。
- ・ご加入後に、公的医療保険制度の脱退、加入または一部負担割合の変更があった場合には、すみやかにコンタクトセンターまでご連絡ください。なお、一部負担割合の変更があった場合、変更後の直後に到来する更新日から、保険料を変更し変更後の一部負担割合に応じて治療給付金額を計算します。
- ・この保険には、満期保険金はありません。
- ・この保険には、当社が保険料をお立て替えし継続させる制度（保険料の自動貸付）のお取り扱いはありません。
- ・この保険では、契約者貸付制度はご利用いただけません。



MEMO

Dotted lines for writing.

給付金などのお支払い

- 給付金などのご請求方法 26
- 医療保障保険(個人型) 29
- 給付金などをお支払いできない場合 31

給付金などのご請求方法

給付金などのお支払事由に該当された場合、給付金などのお支払いの可能性があると思われる場合、ご不明な点が生じた場合などには、担当の職員またはコンタクトセンターまでご連絡ください。

1 ご請求手続きについて

ご請求手続きについては、ご契約のお申し込み時に別途お渡ししている「保険金などのご請求手続きとお支払事例」に詳しく記載しています。

- どのような場合に給付金などが支払われるかは、29ページ～30ページをご覧ください。なお、日本国外で死亡された場合や入院をされた場合でも、国内と同様に約款の規定にもとづき保険金や給付金をお支払いしますので、ご請求ください。
- 給付金などのご請求には時効があります。保険金、給付金のご請求の権利は、3年をすぎますとなくなりますので、ご注意ください。

■給付金などの支払時期

給付金などは請求書類が当社に到着した日（※1）の翌日からその日を含めて5営業日（※2）以内にお支払いします。ただし、給付金などをお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合のお支払期限は、つぎのとおりとします。

給付金などをお支払いするための確認等が必要な場合		お支払期限（※3）
①給付金などをお支払いするための確認が必要な場合	・給付金などのお支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ・給付金などの免責事由に該当する可能性がある場合 ・告知義務違反に該当する可能性がある場合 ・重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	請求書類が当社に到着した日（※1）の翌日からその日を含めて45日以内
②上記①の確認を行うための特別な照会や調査が必要な場合	・弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会が必要な場合 ・研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 ・ご契約者、被保険者または給付金などの受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 ・日本国外における調査が必要な場合	請求書類が当社に到着した日（※1）の翌日からその日を含めて180日以内

（※1）営業日でない場合は、翌営業日とします。なお、請求書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

（※2）営業日とは、以下の日を除く日をいいます。（2015年6月現在）

- ・土曜日、日曜日
- ・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- ・12月31日から翌年1月3日まで

（※3）ご契約者、被保険者または給付金などの受取人などが、正当な理由がなく確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金などをお支払いしません。

■給付金などの請求訴訟

給付金などの請求に関する訴訟については、当社の本店所在地または受取人の住所地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。

2 代理請求制度

(指定代理請求特約条項)

ご契約者が被保険者の同意を得て「指定代理請求特約」を付加された場合、被保険者が受取人となる給付金などの代理請求を取り扱います。

①代理請求の対象となる給付金など

主契約	代理請求の対象となる給付金などの種類
医療保障保険（個人型）	被保険者と治療給付金受取人が同一人である場合の治療給付金、被保険者と入院給付金受取人が同一人である場合の入院給付金、被保険者とご契約者が同一人である場合の契約者配当金

②代理請求できる場合

- 被保険者が受取人となる給付金などのお支払事由が生じた場合、その受取人が給付金などを請求できないつぎの特別な事情があるときは、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人が給付金などを請求することができます。ただし、給付金などの受取人が法人である場合には、給付金などの代理請求はできません。

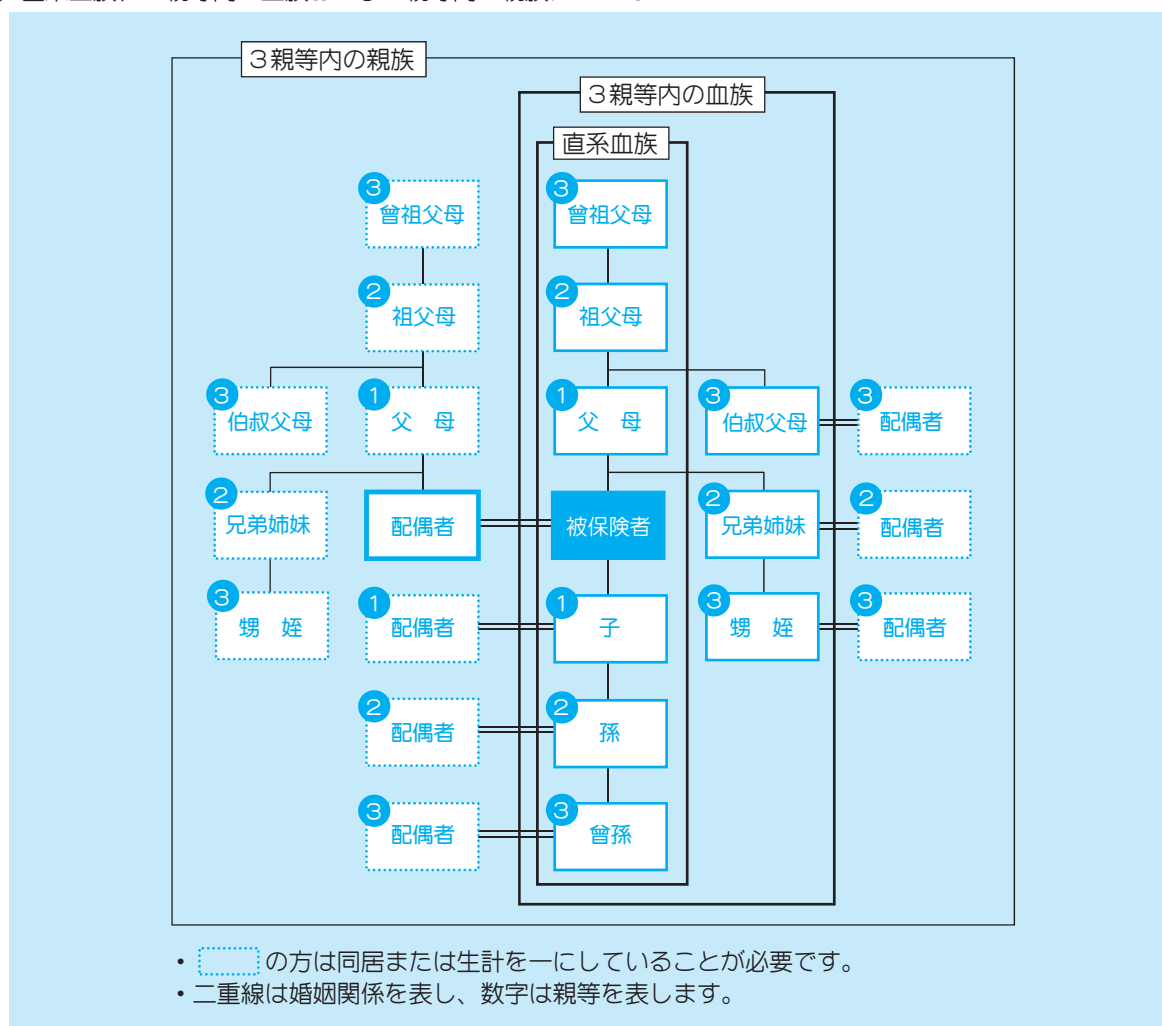
・被保険者が、精神上の障害により判断能力を欠く常況にあるため、給付金などを請求できないとき など

③代理請求できる方

- 給付金などを代理請求できる方は、つぎのとおりとします。ただし、故意に給付金などのお支払事由を生じさせた方または故意に被保険者を給付金などの請求ができない状態に該当させた方を除きます。

- ・ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人。ただし、請求時において、つぎのいずれかに該当することを要します。
 - (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 被保険者の直系血族または3親等内の血族（※1）
 - (3) 被保険者と同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族（※1）
 - (4) (3) 以外で被保険者と同居または生計を一にしている方で、当社が認めた方
 - (5) 被保険者の財産管理を行っている方で、当社が認めた方
 - (6) (4) または (5) と同等の特別な事情があると当社が認めた方
- ・上記に該当する方がいない場合には、死亡保険金受取人（※2）。ただし、請求時において、つぎのいずれかに該当することを要します。
 - (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 被保険者の直系血族または3親等内の血族（※1）
 - (3) 被保険者と同居または生計を一にしている方

(※1) 直系血族、3親等内の血族および3親等内の親族について



(※2) ・該当する死亡保険金受取人が2人以上のときは、当該受取人は共同して請求してください。

・ 死亡保険金受取人が死亡されたことにより主契約の規定にもとづき死亡保険金受取人となった方を除きます。

④代理請求のその他の留意点

- 万一の際に備え、お支払事由および代理請求できる旨をあらかじめ指定代理請求人、死亡保険金受取人にお伝えください。
- 指定代理請求人または死亡保険金受取人の変更が行われた場合、変更を行った後は、変更前に請求可能な給付金などであっても、変更を行う前の指定代理請求人または死亡保険金受取人による給付金などの代理請求は取り扱いません。
- 給付金などの受取人の代理人（以下「代理請求人」といいます）に給付金などをお支払いしたときは、その後給付金などの請求を受けても、当社は重複してのお支払いはしません。
- 代理請求人に給付金などをお支払いした後、ご契約者または被保険者からのお問い合わせがあった場合、当社はその支払状況について事実にもとづいて回答せざるを得ませんので、ご承知おき願います。この場合、回答により万一不都合が生じても、当社は責任を負いかねますので、関係者で解決していただくことになります。
- 代理請求人から給付金などをご請求いただいた場合、当社が必要と認めたときは、代理請求人に必要な事項の確認についてご協力いただくことがあります。
- ご契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、指定代理請求人を変更することができます。変更される場合は、コンタクトセンターまでご連絡ください。

医療保障保険（個人型）

傷害または疾病により入院されたときに給付金を、死亡されたときに保険金をお支払いします。

お支払いする 給付金・保険金	お支払いする場合	お支払額	お支払限度	受取人 (※1)
治療給付金	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を直接の原因とし、その治療を目的として、保険期間中に入院されたとき(※2)	治療給付金額(※3)	1回の入院について通算124日となる日の属する月の末日まで(※4)	治療給付金受取人
入院給付金	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を直接の原因とし、その治療を目的として、保険期間中に継続して5日以上入院されたとき(※2)	基準日額 × (入院日数－4日)	1回の入院について120日、通算700日(※4)	入院給付金受取人
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡されたとき	基準日額の100倍相当額	—	死亡保険金受取人



- 入院給付金については、入院日数が継続して5日に満たない場合、お支払いの対象とはなりません。
- 入院給付金については、入院開始日以後4日間はお支払いの対象とはなりません。入院開始日からその日を含めて5日目からお支払いします。
- この保険契約の更新後に、責任開始期前に生じた傷害または疾病により入院した場合でも、責任開始期の属する日から2年を経過した後に開始した入院は、責任開始期以後の原因によるものとみなします。
- 責任開始期前にすでに発病していた疾病により入院した場合でも、当社が、ご契約の締結または復活の際に、告知などにより知っていたその疾病に関する事実を用いて承諾したときは、責任開始期以後に発病した疾病により入院したものとみなして取り扱います。
- 死亡保険金のお支払いについて、重大事故で将来失踪宣告が認められることが確実な場合などには、死亡されたものと認めて死亡保険金をお支払いする場合があります。

(※1)・治療給付金受取人および入院給付金受取人は、ご契約者または被保険者に限るものとし、かつ、同一人であることを要します。

(※2)・治療給付金のお支払対象となる「入院」とは、公的医療保険制度(*)によって保険給付の対象となる入院とします。したがって、自由診療、労災(労働者災害補償保険)、自賠責(自動車損害賠償責任保険)などによる入院はお支払いの対象とはなりません。

(*)健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、船員保険法または高齢者の医療の確保に関する法律にもとづく医療保険制度をいいます。

・治療給付金および入院給付金のお支払対象となる「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます)による治療(柔道整復師による施術を含みます)が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所(*)に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。この「入院」に該当するかどうかは、主治医の診断だけでなく、当社において治療内容、検査結果およびその推移、他覚的所見の有無、外泊・外出状況等を確認のうえ、入院当時の医学的水準・常識等に照らして判断します。この「入院」に該当しないときは、治療給付金および入院給付金をお支払いできません。

(*)医療法に定める日本国内にある病院もしくは患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます)またはこれと同等の日本国外にある医療施設をいいます。

・治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は、「治療を目的とする入院」に該当しません。

・入院給付金のお支払いについては、分娩のための入院は、当社が異常分娩と認めた場合に限り疾病を直接の原因とする入院とみなします。

・入院給付金のお支払事由に該当する入院を開始した時または入院中に、つぎのいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。

- その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害が生じていたときもしくは生じたときまたは疾病を併発していたときもしくは併発したとき
- その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したときまたは不慮の事故による傷害が生じていたときもしくは生じたとき

ご契約に際して

保険のしくみ

給付金などのお支払い

保険料について

ご契約後について

会社・制度のご案内

- (※3)・月ごとの治療給付金額は、その月の入院期間中の診療報酬点数（治療時点において、厚生労働省告示にもとづき定められている診療報酬点数をいいます）に応じて、つぎの表の診療報酬点数ランクに対応する治療給付金基準額に治療給付率を乗じて計算します。なお、一定の診療報酬点数未満の場合は、治療給付金は支払われません。

診療報酬点数ランク			治療給付金基準額
公的医療保険制度における 一部負担割合が10%の場合	公的医療保険制度における 一部負担割合が20%の場合	公的医療保険制度における 一部負担割合が30%の場合	
62,000以上	31,000以上	20,667以上	58,000円
60,000以上 62,000未満	30,000以上 31,000未満	20,000以上 20,667未満	56,000円
58,000以上 60,000未満	29,000以上 30,000未満	19,334以上 20,000未満	54,000円
56,000以上 58,000未満	28,000以上 29,000未満	18,667以上 19,334未満	52,000円
54,000以上 56,000未満	27,000以上 28,000未満	18,000以上 18,667未満	50,000円
52,000以上 54,000未満	26,000以上 27,000未満	17,334以上 18,000未満	48,000円
50,000以上 52,000未満	25,000以上 26,000未満	16,667以上 17,334未満	46,000円
48,000以上 50,000未満	24,000以上 25,000未満	16,000以上 16,667未満	44,000円
46,000以上 48,000未満	23,000以上 24,000未満	15,334以上 16,000未満	42,000円
44,000以上 46,000未満	22,000以上 23,000未満	14,667以上 15,334未満	40,000円
42,000以上 44,000未満	21,000以上 22,000未満	14,000以上 14,667未満	38,000円
40,000以上 42,000未満	20,000以上 21,000未満	13,334以上 14,000未満	36,000円
38,000以上 40,000未満	19,000以上 20,000未満	12,667以上 13,334未満	34,000円
36,000以上 38,000未満	18,000以上 19,000未満	12,000以上 12,667未満	32,000円
34,000以上 36,000未満	17,000以上 18,000未満	11,334以上 12,000未満	30,000円
32,000以上 34,000未満	16,000以上 17,000未満	10,667以上 11,334未満	28,000円
30,000以上 32,000未満	15,000以上 16,000未満	10,000以上 10,667未満	26,000円
28,000以上 30,000未満	14,000以上 15,000未満	9,334以上 10,000未満	24,000円
26,000以上 28,000未満	13,000以上 14,000未満	8,667以上 9,334未満	22,000円
24,000以上 26,000未満	12,000以上 13,000未満	8,000以上 8,667未満	20,000円
22,000以上 24,000未満	11,000以上 12,000未満	7,334以上 8,000未満	18,000円
20,000以上 22,000未満	10,000以上 11,000未満	6,667以上 7,334未満	16,000円
18,000以上 20,000未満	9,000以上 10,000未満	6,000以上 6,667未満	14,000円
16,000以上 18,000未満	8,000以上 9,000未満	5,334以上 6,000未満	12,000円
14,000以上 16,000未満	7,000以上 8,000未満	4,667以上 5,334未満	10,000円
12,000以上 14,000未満	6,000以上 7,000未満	4,000以上 4,667未満	8,000円
10,000以上 12,000未満	5,000以上 6,000未満	3,334以上 4,000未満	6,000円
8,000以上 10,000未満	4,000以上 5,000未満	2,667以上 3,334未満	4,000円
0以上 8,000未満	0以上 4,000未満	0以上 2,667未満	0円

- ・ご契約された保険内容によっては、治療給付金がないことがあります。
- (※4)・治療給付金または入院給付金のお支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かもしくは医学上重要な関係（たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患などの関係や、胃ガンとその転移による肝臓ガンとの関係などをいいます）があると当社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、治療給付金または入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については新たな入院とみなします。

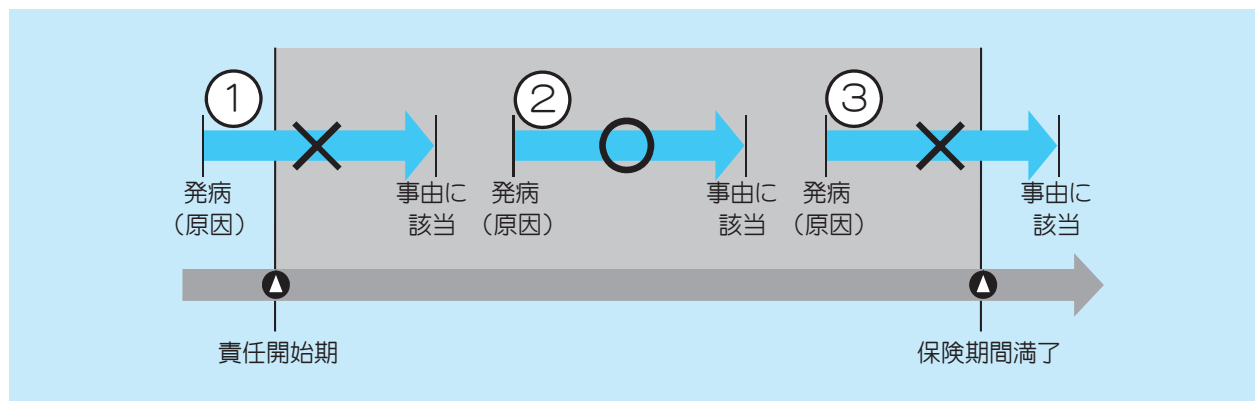
給付金などをお支払いできない場合

保険金・給付金（以下「給付金など」といいます）をお支払いできない場合があります。給付金などをお支払いできない場合の具体的な事例については、ご契約のお申し込み時に別途お渡ししている「保険金などのご請求手続きとお支払事例」をご参照ください。

1 支払事由に該当しない場合の例 責任開始期前の傷害や疾病を原因とする場合

- 給付金などのお支払いについては、その要件を「支払事由^①」として約款に定めています。したがって、要件を満たさず、支払事由に該当しない場合には、給付金などのお支払いはできません。
 - 治療給付金および入院給付金のお支払いは、その原因となる傷害または疾病がご契約の責任開始期^②（復活が行われたご契約においては、最後の復活の際の責任開始期をいいます）以後に生じたことが、その要件となっています。したがって、責任開始期より前にすでに発生していた傷害または発病していた疾病（*）を原因とする場合（下図の①）には、治療給付金および入院給付金のお支払いはできません。
- （*）「責任開始期より前にすでに発病していた疾病」とは、その疾病およびその疾病と医学上重要な関係にある疾病について、責任開始期より前につぎのいずれかに該当するものをいいます。

- ・ 医師の診療を受けたことがある。
- ・ 健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます）を受けたことがある。
- ・ 被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した、またはご契約者が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した。



上図の①は原因が責任開始期前に生じているため、また③は保険期間中に事由に該当していないため、いずれも治療給付金および入院給付金のお支払いの対象とはなりません。したがって、治療給付金および入院給付金のお支払いの対象となるのは②のみです。

なお、死亡保険金については、責任開始期以後の傷害や疾病を原因とすることがお支払いの要件とはなっていないため、死亡の原因が責任開始期前に生じていた場合でもお支払いの対象となります。ただし、告知義務違反によりご契約が解除されたり、免責事由に該当した場合などには、お支払いできません。



- ・ この保険契約の更新後に、責任開始期前に生じた傷害または疾病により入院した場合でも、責任開始期の属する日から2年を経過した後に開始した入院は、責任開始期以後の原因によるものとみなします。
- ・ 責任開始期前にすでに発病していた疾病により入院した場合でも、当社が、ご契約の締結または復活の際に、告知などにより知っていたその疾病に関する事実を用いて承諾したときは、責任開始期以後に発病した疾病により入院したものとみなして取り扱います。

① 支払事由については、29ページ～30ページをご参照ください。

② 責任開始期については、「ご契約の成立と保障の責任開始期」（20ページ）をご参照ください。

2 免責事由に該当する場合

- お支払事由に該当する場合であっても、約款に定める免責事由に該当する場合には、給付金などのお支払いはできません。具体的な免責事由はつぎのとおりです。

主契約	給付金など	免責事由 (給付金などをお支払いできない事由)
医療保障保険（個人型）	治療給付金	・ご契約者または被保険者の故意または重大な過失 ・被保険者の犯罪行為 ・被保険者の精神障害を原因とする事故 ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故
	入院給付金	・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・被保険者の薬物依存（※1） ・地震、噴火または津波（※2） ・戦争その他の変乱（※2）
	死亡保険金	・責任開始の日（復活が行われたご契約においては、最後の復活の際の責任開始の日）から起算して1年以内の被保険者の自殺（※3） ・ご契約者の故意 ・死亡保険金受取人の故意（※4） ・戦争その他の変乱（※2）

- （※1）「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。
- （※2）該当する被保険者の数の増加が、この保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めた場合には、その程度に応じ、給付金などの全額もしくは一部をお支払いします。
- （※3）自殺に際して心神喪失ないしこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、死亡保険金をお支払いする場合があります。
- （※4）一部の受取人によるときは、その受取人に支払われるべき金額を差し引いた残額をその受取人以外の受取人にお支払いします。

3 告知義務違反による解除の場合

- ご加入（復活）に際して、故意または重大な過失によって事実を告知^①しなかったり事実と異なることを告知したりしたために、告知義務違反^①によりご契約が解除された場合は、給付金などのお支払いはできません。すでに給付金などをお支払いしている場合には、その金額を当社にお返しいただきます。ただし、給付金などのお支払事由の発生が、解除の原因となった事実によらない場合には、給付金などをお支払いします。

4 重大事由による解除の場合

- つぎのような重大な事由に該当し、ご契約が解除された場合で、重大な事由の発生時以後に、給付金などのお支払事由が生じていたときは、給付金などのお支払いはできません。すでにそのお支払事由により給付金などをお支払いしている場合には、その金額を当社にお返しいただきます。
- ・ご契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金（他のご契約の死亡保険金を含み、保険種類および死亡保険金の名称を問いません）を詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故を起こしたとき（未遂を含みます）
 - ・ご契約者、被保険者または給付金の受取人がこのご契約の給付金を詐取する目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故を起こしたとき（未遂を含みます）
 - ・このご契約の給付金などの請求に関して給付金などの受取人に詐欺行為があったとき（未遂を含みます）
 - ・他のご契約との重複により給付金額などの合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
 - ・ご契約者、被保険者または給付金などの受取人が、反社会的勢力（※1）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき等（※2）
（この事由にのみ該当した場合で、該当したのが一部の死亡保険金受取人のみであるときは、その受取人に支払わ

① 告知、告知義務違反については、「告知義務」（18ページ）をご参照ください。

れるべき死亡保険金をお支払いしません)

- 他のご契約が重大事由によって解除されることにより、当社のご契約者、被保険者または給付金などの受取人に対する信頼を損ない、このご契約を継続することを期待しえない上記と同等の事由があるとき
- 当社のご契約者、被保険者または給付金などの受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由があるとき
 - (※1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力のことをいいます。
 - (※2) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与するなどの関与をしていると認められること、反社会的勢力を不当に利用していると認められること、ご契約者または給付金などの受取人が法人である場合に反社会的勢力がその法人の経営を支配しまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められることをいいます。

5 詐欺による取消の場合

- ご加入(復活)に際して、ご契約者、被保険者または給付金などの受取人の詐欺が行われたものと認められるために、ご契約が取消となった場合は、給付金などのお支払いはできません。この場合、すでにお払い込みいただいた保険料は払い戻しません。

6 不法取得目的による無効の場合

- ご契約締結の状況、ご契約の成立後の給付金などの請求の状況などから、ご契約者が給付金などを不法に取得する目的または第三者に給付金などを不法に取得させる目的でご加入(復活)されたものと認められるためにご契約が無効となった場合は、給付金などのお支払いはできません。この場合、すでにお払い込みいただいた保険料は払い戻しません。

7 ご契約が失効した場合

- 保険料のお払い込みがなかったためご契約が失効した後に、給付金などのお支払事由に該当された場合は、給付金などのお支払いはできません。



MEMO

Dotted lines for writing.

保険料について

■ 保険料のお払い込み	36
■ 保険料をまとめて払い込む方法	38
■ 払込猶予期間とご契約の効力	38
■ 効力を失ったご契約の復活	39
■ 給付金などのお支払いの際の保険料精算	40

保険料の払込方法（経路）について

保険料の払込方法（経路）にはつぎの方法があります。

1 口座振替によるお払い込み

(保険料口座振替特約条項)

- 当社と提携している金融機関などの指定された口座から、保険料が振替日に自動的に振り替えられます。保険料は振替日の前日までにご準備ください（同一口座から、複数の生命保険料または他の料金等の振り替えを行う場合には、振替順序の指定はできません）。
- 振り替えられた保険料については領収証を発行しませんので、振替結果につきましては、通帳等でご確認ください。
- 振替日に残高不足で保険料が振り替えられなかった場合、通知でお知らせのうえ、月払契約においては、翌月の振替日に前月と当月の2か月分の保険料の口座振替を行い、年一括払契約および半年一括払契約においては、翌月の振替日に再度口座振替を行います。

2 団体を通じてのお払い込み

(各種団体取扱特約条項)

- 所属する会社や官公署などの団体を経由して保険料をお払い込みいただきます。
- この場合、領収証は個々のご契約者ではなく、団体代表者にまとめて1枚お渡しします。
- 団体が当社に保険料を払い込んだ日をもって個々のご契約の保険料の払い込みがあった日とします。
- 所定の人数を下回る場合など、この団体を通じての払込方法をお取り扱いできなくなる場合があります。

3 送金によるお払い込み

- 払込期月ごとの払込取扱票をお送りしますので、郵便局または払込取扱票に記載された銀行窓口などでお払い込みください。
- 受領証は保険料領収証の代わりになりますので、大切に保管してください。
- ご契約のお申し込み手続き時に送金扱月払によるお払い込みを指定することはできません。
- 万一、払込取扱票が届かなかった場合などには、コンタクトセンターまでご連絡ください。



- ・払込方法（経路）の変更をご希望の場合、転居の場合、または勤務先団体からの退社などによる脱退の場合も、すみやかに、担当の職員またはコンタクトセンターまでお申し出ください。この場合、新たな払込方法に変更されるまでの間の保険料は、別途お払い込みいただく必要があります。
- ・いずれの場合でも、当社の職員に直接保険料をお払い込みいただく際には、必ず引き換えに当社所定の領収証（社名・社印が印刷されたもの）をお受け取りください。

保険料の払込方法（回数）について

保険料の払込方法（回数）にはつぎの方法があります。払込方法（回数）の変更をご希望の場合は、コンタクトセンターまでご連絡ください。

- 月払……………毎月1回お払い込みいただく方法です。
- 半年一括払……………年2回の所定の期間内にお払い込みいただく方法です。
- 年一括払……………年1回の所定の期間内にお払い込みいただく方法です。

保険料の払込期月について

保険料は、保険料の払込方法（回数）に応じてつぎの期間内にお払い込みください。

- 月払……………月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
- 半年一括払……………半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
- 年一括払……………年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

保険料が充当される期間（保険料期間）について

保険料の払込方法（回数）に応じて、つぎのとおりです。

- 月払……………月単位の契約応当日からつぎの月単位の契約応当日の前日まで
- 半年一括払……………半年単位の契約応当日からつぎの半年単位の契約応当日の前日まで
- 年一括払……………年単位の契約応当日からつぎの年単位の契約応当日の前日まで

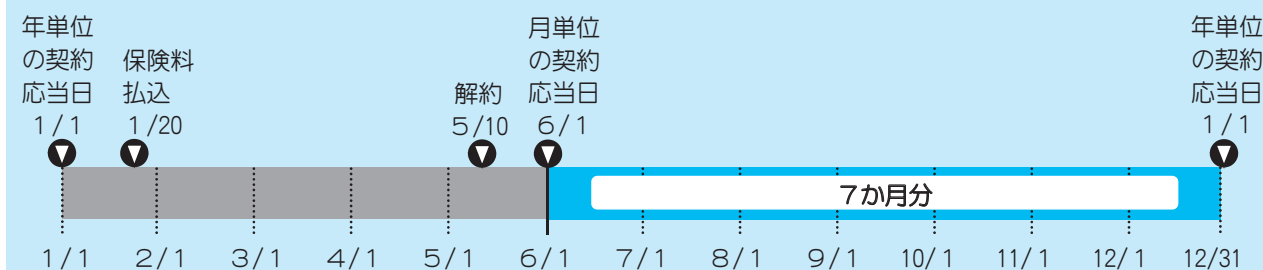
保険料のお払い込みが不要となった場合の取り扱い

保険料の払込方法（回数）が年一括払・半年一括払のご契約の場合、保険料のお払い込みが不要となったときの取り扱いはつぎのとおりです。

- 保険料をお払い込みいただいた後に、ご契約の消滅、治療給付率の減率、基準日額の減額により、保険料のお払い込みが不要となった場合は、すでに払い込まれた保険料のうち、保険料のお払い込みが不要となった日の翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日からその保険料期間の末日までの月数に応じた保険料の残額に相当する金額の返戻金をお支払いします。なお、死亡保険金のお支払いによりご契約が消滅するときは、保険料の残額に相当する金額の返戻金を、死亡保険金受取人にお支払いします。
- 治療給付率の減率または基準日額の減額により保険料の一部のお払い込みを要しなくなった場合は、そのお払い込みを要しなくなった部分に限ります。

■年一括払の例

- ・年単位の契約応当日が1月1日で1月20日に年一括払保険料を払い込んだ後、5月10日にご契約を解約した場合、保険料のお払い込みを要しなくなったのはご契約を解約した5月10日であり、その翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日は6月1日となります。したがって、6月1日から12月31日までの7か月分に対応する保険料の残額に相当する金額の返戻金をお支払いします。



- ・保険料の払込方法（回数）が月払のご契約については、保険料のお払い込みが不要となった場合の取り扱いはありません。

保険料をまとめて払い込む方法

(約款第10条)

ボーナス、預貯金などお手持ちの余裕資金を活用し、保険料をまとめて払い込むことにより、割引を受けることができます。保険料をまとめてお払い込みになる場合は、コンタクトセンターまでご連絡ください。

■保険料の一括払（月払契約の場合）

- 当月分以後の保険料を3か月分以上まとめてお払い込みいただくお取り扱いがあります。
 - ・この場合、割引があります。
 - ・保険料のお払い込みを要しなくなった場合に一括払された保険料に残額があるときは払い戻します（お申し出による一括払された保険料の残額の払い戻しはできません）。なお、死亡保険金のお支払いによりご契約が消滅するときは、一括払された保険料の残額を、死亡保険金受取人にお支払いします。

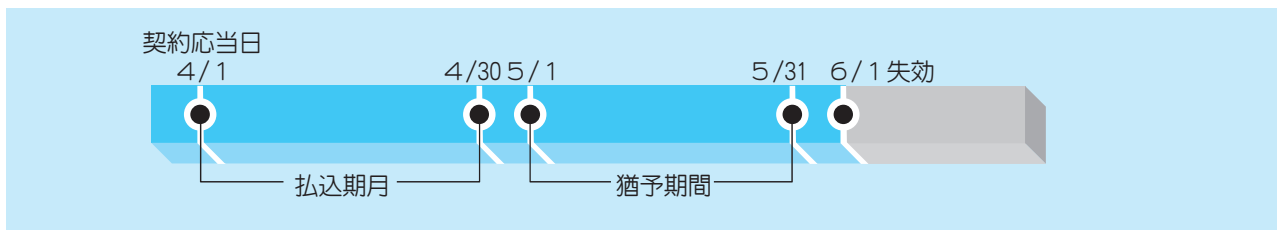
払込猶予期間とご契約の効力

(約款第11条)

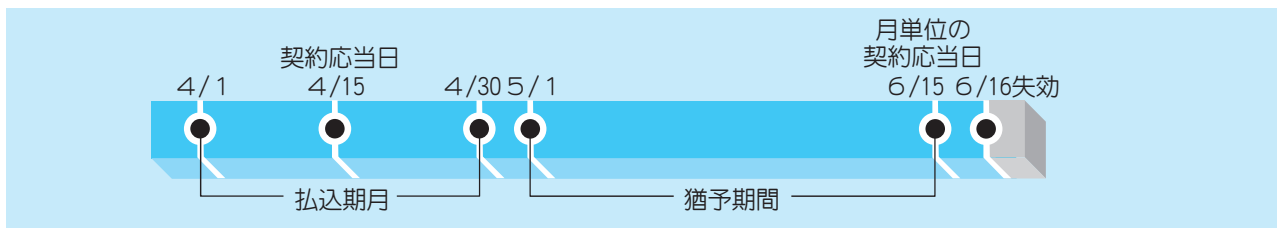
保険料のお払い込みには、猶予期間があります。保険料の払込方法（回数）に応じて、つぎのとおりです。

- 月払の場合……………払込期月の翌月初日から末日まで
- 年一括払・半年一括払の場合……………払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（払込期月の契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）

■月払の例



■年一括払・半年一括払の例



- 猶予期間内にお払い込みがない場合、ご契約は効力がなくなります。これを失効といいます。
- なお、失効日から3か月以内であれば、ご契約の復活^①を申し込むことができます。



- ・ご契約が失効すると、保障がない状態になり、給付金などを受け取れないことになります。
- ・当社が保険料をお立て替えし継続させる制度（保険料の自動貸付）のお取り扱いはありません。

① 復活については、「効力を失ったご契約の復活」（39ページ）をご参照ください。

効力を失ったご契約の復活

(約款第12条)

保険料のお払い込みがなく効力がなくなったご契約を、有効な状態に戻すことを復活といいます。失効日から3か月以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。ご契約を復活される場合は、担当の職員またはコンタクトセンターまでご連絡ください。

1 必要なお手続き

- あらためて告知または診査^①をしていただきます。健康状態などによっては、復活できないこともあります。
- 当社が復活を承諾したときは、お払い込みを中止された時から復活する時までの保険料（復活保険料）を一括して払い込んでいただきます。

2 責任開始期

- お申し込みをいただいた復活を当社が承諾した場合には、復活保険料を当社が受け取った時（告知の前に受け取った場合は告知の時）からご契約上の保障が開始されます。



- ・復活時の告知義務違反による解除、復活日から1年以内の自殺、復活前の発病などがある場合には、給付金などのお支払いができないことがあります。
- ・告知義務違反があった場合で、その内容が特に重大な場合は、詐欺による取消を理由として、給付金などのお支払いができないことがあります。

ご契約に際して

保険のしくみ

給付金などのお支払い

保険料について

ご契約後について

会社・制度のご案内

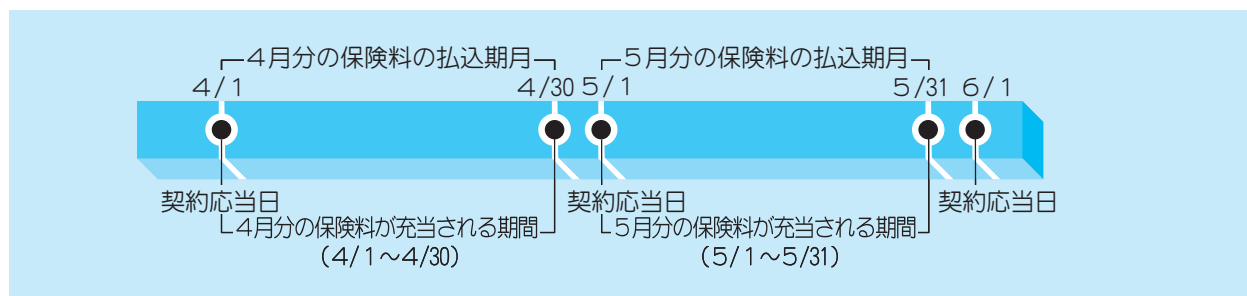
① 告知または診査については、「告知義務」（18ページ）をご参照ください。

給付金などのお支払いの際の保険料精算

(約款第8条、第11条)

保険料は毎回の払込期月の契約応当日からつぎの払込期月の契約応当日の前日までの期間に充当され、払込期月中の契約応当日に払い込まれるものとして計算されています。

■月払の例

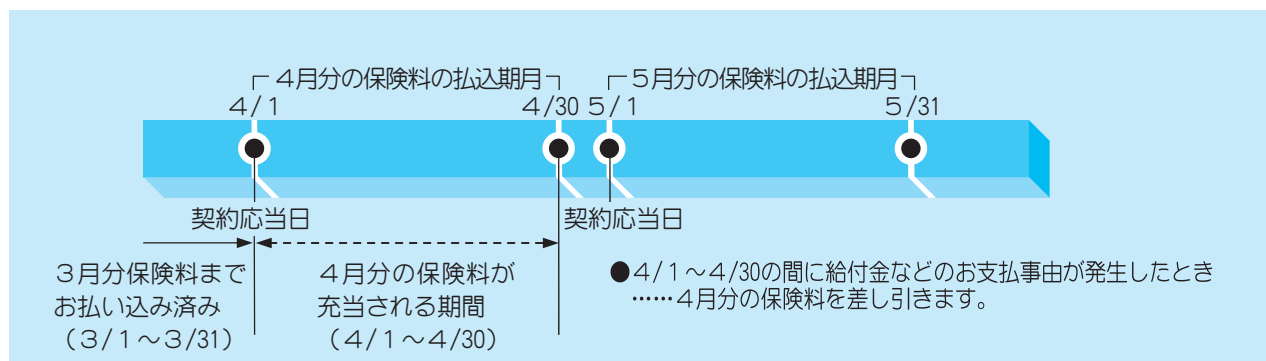


したがって、給付金などのお支払事由が発生した日を含む期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合は、つぎのように取り扱います。

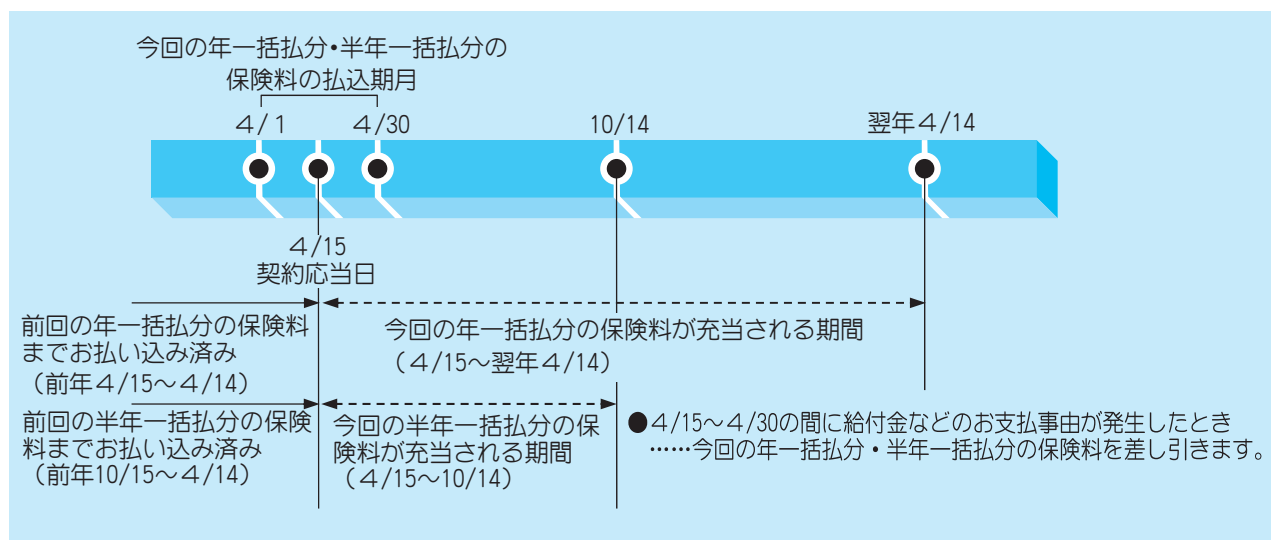
1 未払込保険料の精算

- 給付金などをお支払いするとき……未払込保険料を給付金などから差し引きます。
(給付金などが未払込保険料より少ないときは、[猶予期間](#)^①内に未払込保険料をお支払いいただきます)

■月払の未払込保険料を差し引く場合の例



■年一括払・半年一括払の未払込保険料を差し引く場合の例

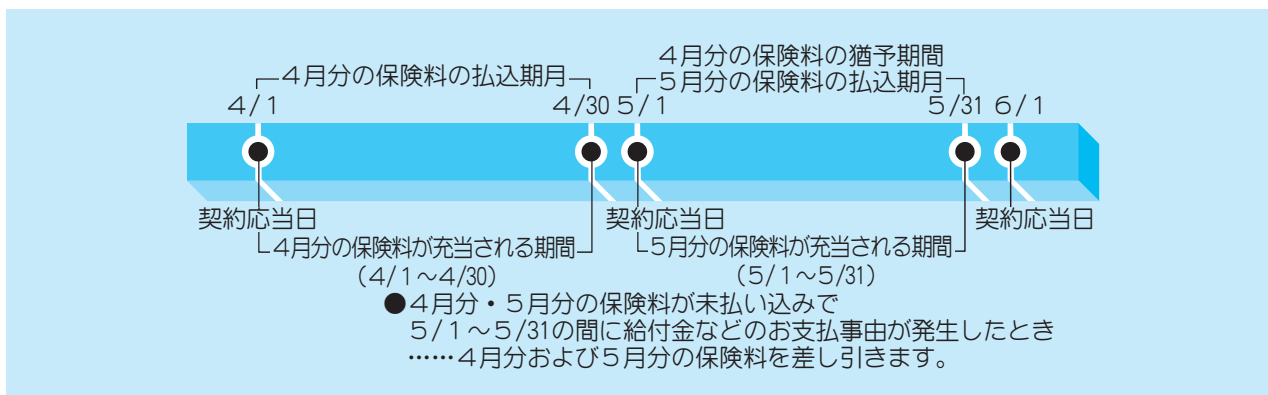


① 猶予期間については、「払込猶予期間とご契約の効力」(38ページ)をご参照ください。

2 保険料払込の猶予期間中の場合の未払込保険料の精算

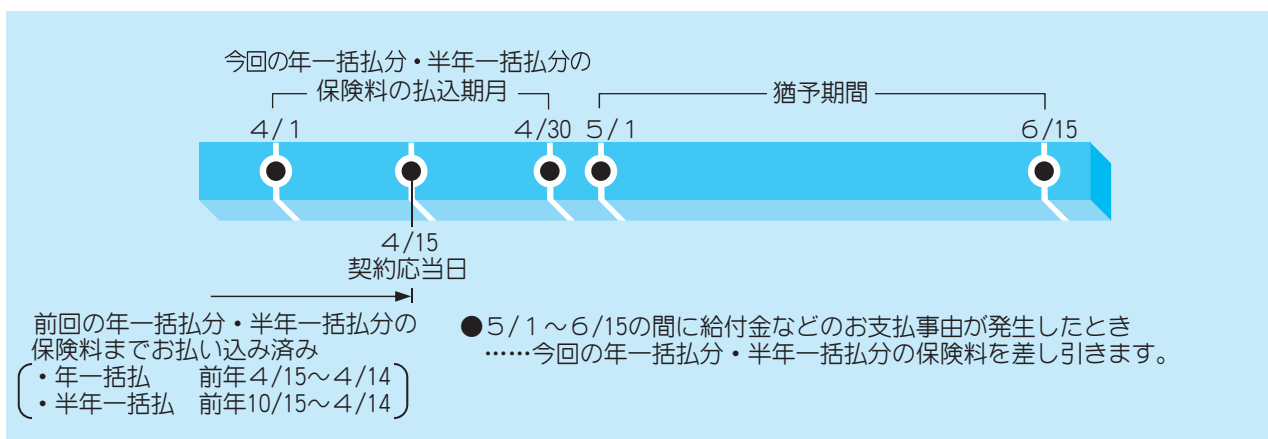
●月払契約で猶予期間中の契約応当日以降に給付金などのお支払事由が発生した場合は、2か月分の保険料を給付金などから差し引くか、払い込んでいただきます。

■2か月分の未払込保険料を差し引く場合の例



●年一括払・半年一括払契約で猶予期間中に給付金などのお支払事由が発生した場合は、今回の年一括払分・半年一括払分の保険料を給付金などから差し引くか、払い込んでいただきます。

■年一括払・半年一括払で未払込保険料を差し引く場合の例





MEMO

Dotted lines for writing.

ご契約後について

■ 解約	44
■ 保険契約者・受取人の変更	45
■ 通信先変更などの場合	47
■ 契約者配当金	47
■ 生命保険料控除	48
■ 給付金などの税法上の取り扱い	49
■ 保険証券の紛失または盗難の場合	49

(約款第13条、第17条)

ご契約の解約はいつでもできます。ご契約を解約された場合には、この保険では解約返戻金はありません。

- 解約はいつでもできますが、解約された時点でご契約は消滅し、以後の保障はなくなります。
- 生命保険は、多くの人々が保険料を出しあってお互いを保障しあう助けあいの制度です。したがって、お払い込みいただく保険料は、預貯金のようにそのまま積み立てられるのではなく、その一部は年々の死亡保険金などのお支払いに、また他の一部は、ご契約の締結・維持に必要な経費にあてられます。

■被保険者によるご契約者への解除の請求

被保険者とご契約者が異なるご契約の場合、つぎの事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解除を請求することができます。この場合、被保険者から解除の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- ・ご契約者または給付金などの受取人が、当社に保険給付を行わせることを目的として給付金などのお支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
- ・給付金などの受取人が、このご契約にもとづく保険給付の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
- ・上記のほか、被保険者のご契約者または給付金などの受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ・ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者のご契約のお申し込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合



- ・現在ご加入のご契約を解約された場合は、新たなご契約のお取り扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約を元に戻すことはできません。
- ・新たなご契約に加入しようとしても、健康状態などによってはお引き受けできない場合もあります。

保険契約者・受取人の変更

(約款第5条、第22条～第26条)

ご契約者・受取人はつぎのお取り扱いで変更できます。ご契約者や受取人を変更される場合は、コンタクトセンターまでご連絡ください。

1 保険契約者の変更

- ご契約者は、被保険者の同意と当社の承諾を得て、ご契約者を変更することができます。
- ご契約者を変更しますと、保険契約上の権利義務（受取人を変更する権利、保険料を払い込む義務など）はすべて新たなご契約者に引き継がれます。

2 給付金の受取人の変更

- ご契約者は、被保険者の同意を得て、給付金の受取人を変更することができます。給付金の受取人を変更される場合は、当社へご通知ください。
- ご契約者は、法律上有効な遺言により、給付金の受取人を変更することができます。この場合、被保険者の同意がなければ、受取人変更の効力を生じません。
- 遺言により給付金の受取人を変更される場合は、ご契約者が亡くなられた後、すみやかにご契約者の相続人から当社へご通知ください。
- 変更後の給付金の受取人は、ご契約者または被保険者に限ります。また、治療給付金受取人および入院給付金受取人は同一人であることを要します。

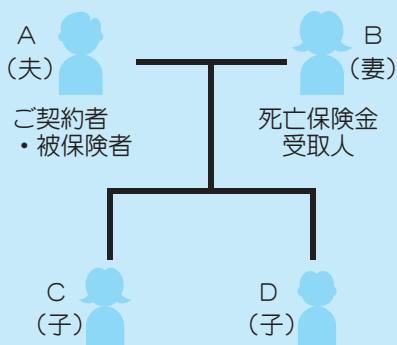


- ・当社が通知を受ける前に変更前の給付金の受取人に給付金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の給付金の受取人から給付金の請求を受けても、当社は給付金をお支払いしません。

3 死亡保険金受取人の変更

- ご契約者は、死亡保険金のお支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を変更することができます。死亡保険金受取人を変更される場合は、当社へご通知ください。
- ご契約者は、死亡保険金のお支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。この場合、被保険者の同意がなければ、受取人変更の効力を生じません。
- 遺言により死亡保険金受取人を変更される場合は、ご契約者が亡くなられた後、すみやかにご契約者の相続人から当社へご通知ください。
- 死亡保険金受取人が死亡されたときは、すみやかにコンタクトセンターまでご連絡ください。
 - ・新しい死亡保険金受取人に変更するお手続きをさせていただきます。
 - ・死亡保険金のお支払事由の発生以前に死亡保険金受取人が死亡され、死亡保険金受取人の変更手続きをされていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。死亡保険金受取人となった方が2人以上いる場合は、死亡保険金の受取割合は均等となります。

■死亡保険金受取人の変更をされる前に、被保険者が死亡された場合の例



〔ご契約者・被保険者 Aさん〕
死亡保険金受取人 Bさん〕

Bさんが死亡し、死亡保険金受取人の変更手続きをされていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。

その後、Aさんが死亡（死亡保険金のお支払事由が発生）した場合は、CさんとDさんが死亡保険金受取人となります。この場合、CさんとDさんの死亡保険金の受取割合は均等（それぞれ5割ずつ）となります。（Aさんの死亡時の法定相続人がCさんとDさんのみの場合）



- ・当社が通知を受ける前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、当社は死亡保険金をお支払いしません。
- ・死亡保険金受取人の範囲や受取割合は、ご契約の形態、ご親族の構成、死亡された順序などにより決まります。くわしくは、コンタクトセンターまでお問い合わせください。

4 給付金などの税法上の取り扱い

- 生命保険金は、ご契約者（保険料負担者）・被保険者・受取人の関係によって税法上の取り扱いが異なります。ご契約者または受取人を変更される際は、税法上の取り扱いを十分ご確認のうえご請求ください。くわしくは、「[給付金などの税法上の取り扱い](#)」^①をご参照ください。

① 「給付金などの税法上の取り扱い」については、49ページをご参照ください。

通信先変更などの場合

(約款第29条)

転居、住居表示の変更などによって、当社にお届けいただいている通信先を変更されるとき、またご契約者・被保険者・死亡保険金受取人が改姓または改名されたときは、コンタクトセンターまでご連絡ください。

1 当社にお届けいただいている通信先を変更されるとき

- ご連絡いただきたい事項
 - ・証券番号（同時に変更すべき他のご契約もお知らせください）
 - ・ご契約者名
 - ・新住所と電話番号
 - ・旧住所
- 通信先の変更のご連絡がない場合、当社にお届けの通信先に送付した通知は、ご契約者に到達したものとします。

2 ご契約者・被保険者・死亡保険金受取人が改姓または改名されたとき

- すみやかにコンタクトセンターまでご連絡ください。お手続きに必要な書類などについてご案内します。

契約者配当金

(約款第32条、第33条)

契約者配当金は毎年の決算により積み立てた契約者配当準備金の中から、ご契約後2年目からお支払いします。ただし、毎年の決算の状況によっては契約者配当金が支払われないこともあります。

- 契約者配当金は、当社所定の利率（金利水準などにより変更することがあります。利率については[当社ホームページ \(http://www.dai-ichi-life.co.jp/\)](http://www.dai-ichi-life.co.jp/)をご覧ください)による利息をつけて積み立てておき、ご契約が消滅したとき、ご契約者から請求があったとき、または保険期間が満了しご契約が更新されないときにお支払いします。なお、死亡保険金のお支払いによりご契約が消滅するときは、契約者配当金を死亡保険金受取人にお支払いします。

ご契約に際して

保険のしくみ

給付金などのお支払い

保険料について

ご契約後について

会社・制度のご案内

生命保険料控除 (2015年6月現在)

当年中（1月から12月まで）にお払い込みの保険料に応じた額がその年の所得から控除されますので、所得税と住民税が軽減されます。

1 所得控除の取り扱い

- 受取人すべてが、保険料のお払い込みをする方または、その配偶者、その他の親族となっているご契約に限ります。
- 控除の対象となる正味払込保険料は、1月から12月までにお払い込みいただいた保険料から、その年に受け取られた配当金（その年に新たに積み立てられた配当金を含みます）を差し引いたものです。
- 年末調整または確定申告のときに、お忘れなくご申告ください。
- 「生命保険料控除証明書」は毎年10月以降に当社からお送りします。ただし、団体扱契約は所属の団体で証明しますので、「生命保険料控除証明書」の発行はしません。なお、「生命保険料控除証明書」の発行の時期や方法等については、変更する場合があります。

2 所得税の所得控除額

- 一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料それぞれについて最高40,000円、あわせて120,000円までの所得控除を受けられます。

年間正味払込保険料	控除額
20,000円以下	全額
20,000円超40,000円以下	年間正味払込保険料×1/2+10,000円
40,000円超80,000円以下	年間正味払込保険料×1/4+20,000円
80,000円超	一律 40,000円

3 住民税の所得控除額

- 一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料それぞれについて最高28,000円、あわせて70,000円までの所得控除を受けられます。

年間正味払込保険料	控除額
12,000円以下	全額
12,000円超32,000円以下	年間正味払込保険料×1/2+6,000円
32,000円超56,000円以下	年間正味払込保険料×1/4+14,000円
56,000円超	一律 28,000円



- ・2012年1月1日より前にご加入のご契約についてはお取り扱いが異なります。
- ・税務の取り扱いについては、2015年6月現在の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には、変更後の取り扱いが適用されますのでご注意ください。詳細については、税理士や所轄の税務署等にご確認ください。

給付金などの税法上の取り扱い (2015年6月現在)

給付金などを受け取る際には、所得税・相続税・贈与税のいずれかの税金がかかるもの、また非課税となるものがあります。課税される税金は、ご契約者（保険料負担者）・被保険者・受取人の関係で決まります。

1 死亡保険金お受け取り時の課税取り扱い

●ご契約者（保険料負担者）・被保険者・受取人の関係によって、つぎのとおり死亡保険金に対する税金が異なります。

	ご契約形態	ご契約例			課税の種類
		ご契約者	被保険者	受取人	
死亡保険金	ご契約者と被保険者が同一人	 夫	 夫	妻	相続税（※1）
	ご契約者と受取人が同一人	夫	 妻	夫	所得税（一時所得）（※2）
	ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人	夫	 妻	子	贈与税（※3）

（※1）保険料のご負担者である方（ご契約者）が死亡されたことにより死亡保険金をお受け取りになるため、相続税の対象となります。

（※2）保険料のご負担者である方（ご契約者）ご自身が死亡保険金をお受け取りになるため、所得税の対象となります。

（※3）保険料のご負担者である方（ご契約者）の生存中に別の方（上記のご契約例では子）が死亡保険金をお受け取りになるため、贈与税の対象となります。

2 生命保険金の非課税扱い

●ご契約者（保険料負担者）と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が被保険者の相続人の場合、死亡保険金（ご契約が2件以上の場合は合計します）について相続税法上一定の範囲内で非課税扱いを受けることができます。

3 治療給付金および入院給付金の非課税扱い

●傷害や疾病を原因として支払われる治療給付金および入院給付金については、その受取人が被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族の場合には、非課税扱いになります。



- ・所得税の課税の対象となるものについては住民税が課税されます。
- ・ご契約者が法人の場合の税法上の取り扱いについては、コンタクトセンターにご照会ください。
- ・税務の取り扱いについては、2015年6月現在の法令等にもとづいたものであり、将来的に変更されることもあります。変更された場合には、変更後の取り扱いが適用されますのでご注意ください。詳細については、税理士や所轄の税務署等にご確認ください。

保険証券の紛失または盗難の場合

保険証券を紛失された場合や盗難に遭われた場合には、すみやかにコンタクトセンターまでご連絡ください。お手続きに必要な書類などについてご案内します。



- ・保険証券は大切に保管してください。



MEMO

Dotted lines for writing.

会社・制度のご案内

■ 当社の組織形態について	52
■ 個人情報のお取り扱いについて	52
■ 医療保障保険契約内容登録制度	53
■ 支払査定時照会制度	54
■ 保険金額などの削減	55
■ 生命保険契約者保護機構	55

当社の組織形態について

保険会社には「相互会社」と「株式会社」がありますが、当社は「株式会社」です。株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は、相互会社の保険契約者のように「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

個人情報のお取り扱いについて

当社では、お客さまの個人情報を以下の利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

- 各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・ご提供、ご契約の維持管理
- 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- その他保険に関連・付随する業務

※個人情報保護方針については、[当社ホームページ（http://www.dai-ichi-life.co.jp/）](http://www.dai-ichi-life.co.jp/)でご覧いただけます。

医療保障保険契約内容登録制度

お客さまのご契約内容が登録されることがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、医療保障保険（団体型・個人型）契約のお引き受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」にもとづき、当社の医療保障保険（団体型・個人型）契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。
- 医療保障保険（団体型・個人型）契約のお申し込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険（団体型・個人型）契約に関する下記の登録事項の一部を登録します。ただし、医療保障保険（団体型・個人型）契約をお引き受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。
一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険（団体型・個人型）契約のお申し込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険（団体型・個人型）契約のお引き受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。
なお、登録の期間およびお引き受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険（団体型・個人型）契約の消滅時または医療保障保険（団体型）契約のその被保険者に対する部分の消滅時までとします。
各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険（団体型・個人型）契約のお引き受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。
また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。
- 当社の医療保障保険（団体型・個人型）契約に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取り扱われている場合、当社の定める手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、お近くの当社窓口にお問い合わせください。

【登録事項】

- ①被保険者の氏名、生年月日および性別
- ②保険契約の種類（医療保障保険（団体型・個人型））
- ③治療給付率
- ④入院給付金日額
- ⑤保険契約の種類が医療保障保険（団体型）の場合、ご契約者名
- ⑥保険契約の種類が医療保障保険（個人型）の場合、ご契約者の住所（市・区・郡までとします）
- ⑦契約日

その他、正確な情報の把握のため、ご契約およびお申し込みの状態に関して相互に照会することがあります。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<http://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

支払査定時照会制度

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます）のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金等のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。相互照会される情報は下記の相互照会事項に限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会にもとづき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または死亡保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、「個人情報の保護に関する法律」に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、お近くの当社窓口にお問い合わせください。

相互照会事項

つぎの事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

①被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）

②保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとし）

③保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、[一般社団法人生命保険協会ホームページ](http://www.seiho.or.jp/)（<http://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

保険金額などの削減

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- 保険業法にもとづき設立された生命保険契約者保護機構により、会員である生命保険会社（当社は会員として加入しています）が万一経営破綻に陥った場合に、保険契約者保護の措置が図られますが、この場合でも、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等の削減など、契約条件が変更されることがあります。

生命保険契約者保護機構（2015年6月現在）

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下「保護機構」といいます）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法にもとづき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引き受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買い取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません（※4））。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

（※1）特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続きにおいては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続きの中で確定することとなります）。

（※2）破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（※1）を超えていた契約を指します（※2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率 = $90\% - \{ (\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2 \}$

（※1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。

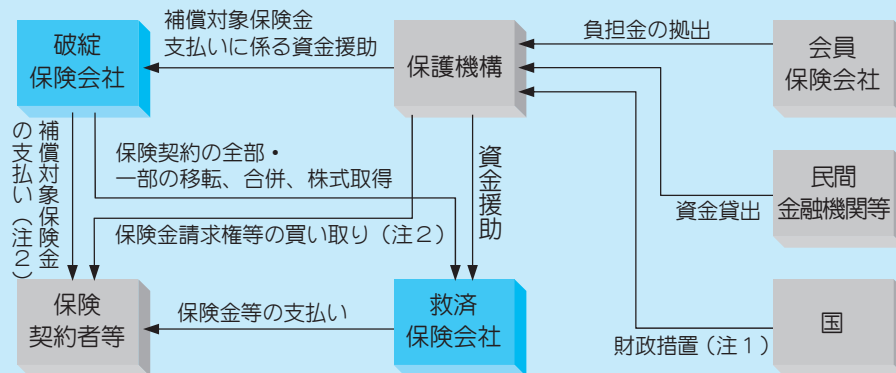
（※2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

（※3）責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

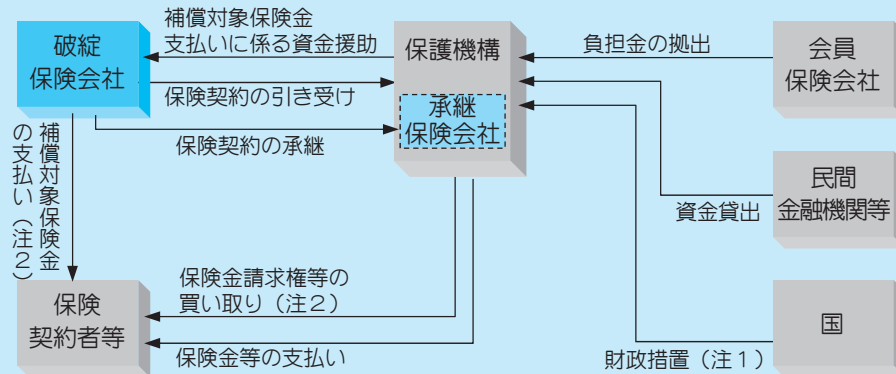
（※4）個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

■しくみの概略図

○救済保険会社が現れた場合



○救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、2017年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の抛出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故にもとづく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取することを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります(高予定利率契約については、(※2)に記載の率となります)。



補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容はすべて2015年6月現在の法令にもとづいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

・生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取り扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 電話 03-3286-2820

受付時間 9:00~12:00、13:00~17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

約 款

「ご契約についてのとりきめ」を記載したもので、普通保険約款と特約条項があります。

「約款」の構成

「約款」は、基本的にはつぎのような構成になっています。条文によっては「項」や「号」がない場合もあります。

条 … 「第X条」と表記されています。「第X条」の右（または上）には、「条」の内容を簡潔に表現した「条題」が記載されています。

項 … 「X. 」と表記されています。「第1項」である「1. 」を省略している場合があります。

号 … 「(X)」と表記されています。「条」や「項」の中で、列挙することがらがある場合に「号」を設けて記載します。

※文中のXは数字です。

【例】「医療保障保険（個人型）普通保険約款」の第2条の場合

第2条

（責任開始期および契約日） 第2条

第1項

① 当会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。

第1号

1. 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時

第2号

2. 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第14条（告知義務）に規定する被保険者に関する告知の時または第1回保険料相当額を受け取った時のいずれか遅い時

第2項

② 前項の当会社の責任が開始する時の属する日（以下「責任開始の日」といいます。）を契約日とし、期間の計算および年齢の計算は、この日を基準として行います。

第3項

③ 当会社は、保険契約の申込を承諾したときには、次の各号に定める事項を記載した保険証券を交付し、これをもって承諾の通知とします。

第1号

1. 当会社名
2. 保険契約者の氏名または名称
3. この保険契約および付加する特約の種類
4. 保険期間
5. 治療給付率、入院給付金の基準日額および死亡保険金額
6. 保険料およびその払込方法
7. 契約日
8. 保険証券を作成した年月日

この保険の趣旨

第1編 総則

1. 総則

第1条 被保険者資格

2. 責任開始期および契約日

第2条 責任開始期および契約日

3. 保険期間

第3条 保険期間

第2編 この保険契約の給付および請求手続

4. この保険契約の給付

第4条 給付金の支払

第5条 死亡保険金の支払

5. 請求手続ならびに支払の時期および場所

第6条 請求手続

第7条 給付金または死亡保険金の支払の時期および場所

第3編 この保険契約の取扱

6. 保険料の払込、猶予期間および保険契約の失効

第8条 保険料の払込

第9条 保険料払込方法（経路）

第10条 保険料の一括払

第11条 猶予期間および保険契約の失効

7. 保険契約の復活

第12条 保険契約の復活

8. 保険契約の解約、解除等

第13条 解約

第14条 告知義務

第15条 告知義務違反による解除

第16条 重大事由による解除

第17条 解約返戻金

第18条 給付金等不法取得目的による無効

第19条 詐欺による取消

9. 治療給付率の増率等または減率等

第20条 治療給付率の増率等

第21条 治療給付率の減率等

10. 保険契約者の変更および死亡保険金受取人の変更

第22条 保険契約者の変更

第23条 当会社への通知による給付金の受取人の変更

第24条 遺言による給付金の受取人の変更

第25条 当会社への通知による死亡保険金受取人の変更

第26条 遺言による死亡保険金受取人の変更

11. 保険契約者または死亡保険金受取人

第27条 保険契約者または死亡保険金受取人の代表者

第28条 保険契約者の連帯責任

第29条 保険契約者の住所の変更

12. 年齢の計算ならびに年齢または性別の誤りの処理

第30条 年齢の計算

第31条 年齢または性別の誤りの処理

13. 契約者配当

第32条 契約者配当金の割当

第33条 契約者配当金の支払

14. 契約内容の登録

第34条 契約内容の登録

15. 保険契約の更新

第35条 保険契約の更新

16. その他

第36条 被保険者の職業、転居および旅行

第37条 法令等の改正に伴う契約条項の変更

第38条 時効

第39条 管轄裁判所

第40条 通知義務

第41条 医療保障保険（団体型）または医療保障保険（団体型）用家族特約等からの加入

17. 死亡保険金受取人を団体とする保険契約に関する特則

第42条 死亡保険金受取人を団体とする保険契約の請求書類に関する特則

18. 第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則

第43条 第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則

19. 契約日が平成22年3月1日以前の保険契約が更新された場合の特則

第44条 契約日が平成22年3月1日以前の保険契約が更新された場合の特則

20. 電磁的方法による保険契約の申込手続き等に関する特則

第45条 電磁的方法による保険契約の申込手続き等に関する特則

（この保険の趣旨）

この保険は、公的医療保険制度の補完的役割を担う保険であり、被保険者が所定の入院をした場合に治療給付金または入院給付金を支払い、また被保険者が死亡した場合に死亡保険金を支払う仕組の保険です。

第1編 総則**1. 総則****（被保険者資格）****第1条**

この保険の被保険者となることができる者は、別表2に定める公的医療保険制度（以下「公的医療保険制度」といいます。）に被保険者もしくは組合員として加入する者またはその被扶養者のうち、当会社の定める範囲内の者であることを要します。

2. 責任開始期および契約日**（責任開始期および契約日）****第2条**

- ① 当会社は、次の時から保険契約上の責任を負います。
 1. 保険契約の申込を承諾した後第1回保険料を受け取った場合
第1回保険料を受け取った時
 2. 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合
第14条（告知義務）に規定する被保険者に関する告知の時または第1回保険料相当額を受け取った時のいずれか遅い時
- ② 前項の当会社の責任が開始する時の属する日（以下「責任開始の日」といいます。）を契約日とし、期間の計算および年齢の計算は、この日を基準として行います。
- ③ 当会社は、保険契約の申込を承諾したときには、次の各号に定める事項を記載した保険証券を交付し、これをもって承諾の通知とします。
 1. 当会社名
 2. 保険契約者の氏名または名称
 3. この保険契約および付加する特約の種類
 4. 保険期間
 5. 治療給付率、入院給付金の基準日額および死亡保険金額
 6. 保険料およびその払込方法
 7. 契約日
 8. 保険証券を作成した年月日

3. 保険期間**（保険期間）****第3条**

- ① この保険契約の保険期間は、前条に定める契約日または第35条（保険契約の更新）に定める更新日から起算して1年とします。
- ② 更新された保険契約（第35条第7項の規定により更新の取扱いに準じて締結された保険契約を含みます。）について第2編（この保険契約の給付および請求手続）の規定を適用する場合には、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続したものとして取り扱います。

第2編 この保険契約の給付および請求手続

4. この保険契約の給付

(給付金の支払)

第4条

① この保険契約の治療給付金および入院給付金は、次のとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人	治療給付金または入院給付金を支払わない場合
(1) 治療給付金	被保険者が次の条件のすべてを満たす別表1に定める入院（以下本号において「入院」といいます。）をしたとき (ア) 責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とする入院であること (イ) 傷害または疾病の治療を目的とする入院であること (ウ) 保険期間中に開始した入院であること (エ) 別表3に定める病院または診療所（以下「病院または診療所」といいます。）における入院であること	別表4に定める治療給付金額	治療給付金受取人	被保険者が、次のいずれかにより支払事由に該当したとき (ア) 保険契約者の故意または重大な過失 (イ) 被保険者の故意または重大な過失 (ウ) 被保険者の犯罪行為 (エ) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (オ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (カ) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 (キ) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (ク) 被保険者の薬物依存 (ケ) 地震、噴火または津波 (コ) 戦争その他の変乱
(2) 入院給付金	被保険者が次の条件のすべてを満たす別表5に定める入院（以下本号において「入院」といいます。）をしたとき (ア) 責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とする入院であること (イ) 傷害または疾病の治療を目的とする入院であること (ウ) 保険期間中に開始した入院であること (エ) 同一の不慮の事故または疾病による保険期間中の入院日数が継続して5日以上となったこと (オ) 病院または診療所における入院であること	(基準日額) × (入院日数－入院開始日からその日を含めての4日)	入院給付金受取人	被保険者が、次のいずれかにより支払事由に該当したとき (ア) 保険契約者の故意または重大な過失 (イ) 被保険者の故意または重大な過失 (ウ) 被保険者の犯罪行為 (エ) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (オ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (カ) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 (キ) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (ク) 被保険者の薬物依存 (ケ) 地震、噴火または津波 (コ) 戦争その他の変乱

② 治療給付金の支払については、前項の規定によるほか、次の各号に定めるところによります。

- 被保険者が治療給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当会社が認めるときは、1回の入院とみなして前項および本項の規定を適用します。ただし、治療給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。
- 被保険者の入院中に治療給付率（治療給付金額の計算の際に用いる率のことをいいます。以下同じとします。）の増率または減率があった場合には、治療給付金の支払額は各日現在の治療給付率に基づいて計算します。
- 被保険者が前項に規定する入院中に保険期間が満了し、保険契約が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。この場合の治療給付率は、保険期間の満了した日のそれと同率とします。
- 被保険者が、この保険契約の更新後に、責任開始期前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、責任開始の日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は責任開始期以後の原因によるものとみなして取り扱います。
- 被保険者が責任開始期前にすでに発病していた疾病を直接の原因として責任開始期以後に入院した場合でも、当会

社が、保険契約の締結または復活の際に、告知等により知っていたその疾病に関する事実（第15条（告知義務違反による解除）に規定する保険媒介者のみが知っていた事実は含みません。）を用いて承諾したときは、責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因として入院したものとみなして、前項の治療給付金の支払に関する規定を適用します。ただし、保険契約者または被保険者がその疾病に関する事実の一部のみを告げたことにより、当社が重大な過失なくその疾病に関する事実を正確に知ることができなかった場合を除きます。

6. 治療給付金は、1回の入院について、入院日数を通算して124日となる日の属する月の末日までを限度として支払います。
- ③ 入院給付金の支払については、第1項の規定によるほか、次の各号に定めるところによります。
1. 分娩のための入院は、当社が異常分娩と認めた場合に限り、疾病を直接の原因とする入院とみなして取り扱います。
 2. 被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなして第1項の支払事由に関する規定を適用します。
 3. 被保険者が入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、1回の入院とみなして第1項および本項の規定を適用します。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。
 4. 当社は、被保険者が第1項に規定する入院を開始した時または入院中に次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなして取り扱います。
 - ア. その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害が生じていたときもしくは生じたときまたは疾病を併発していたときもしくは併発したとき
 - イ. その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したときまたは不慮の事故による傷害が生じていたときもしくは生じたとき
 5. 入院給付金の支払限度は、次のとおりとします。
 - ア. 1回の入院についての支払限度は、支払日数（入院給付金を支払う日数をいいます。以下本号において同じとします。）120日とします。
 - イ. 通算支払限度は、支払日数を通算して700日とします。
 6. 前項第2号から第5号までの規定は、入院給付金の支払の場合に準用します。
- ④ 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により治療給付金または入院給付金の支払事由に該当した場合でも、これらの事由により治療給付金または入院給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときは、当社は、その程度に応じ、治療給付金または入院給付金の全額を支払い、またはその一部を削減して支払います。
- ⑤ 治療給付金受取人および入院給付金受取人は同一人とし、保険契約者または被保険者のいずれかに限るものとします。

（死亡保険金の支払）

第5条

- ① この保険契約の死亡保険金は、次のとおりです。

名称	支払事由	支払金額	受取人	死亡保険金を支払わない場合
死亡保険金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	基準日額の100倍相当額	死亡保険金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (ア) 責任開始の日から起算して1年以内の被保険者の自殺 (イ) 保険契約者の故意 (ウ) 死亡保険金受取人の故意 (エ) 戦争その他の変乱

- ② 被保険者の生死が不明の場合でも、当社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。
- ③ 死亡保険金の支払事由の発生以前に死亡保険金受取人が死亡し、死亡保険金受取人の変更が行われていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- ④ 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
- ⑤ 前2項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- ⑥ 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、当社は、死亡保険金の残額をその他の死亡保険金受取人に支払います。
- ⑦ 被保険者が戦争その他の変乱により死亡保険金の支払事由に該当した場合でも、これらの事由により死亡保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときは、当社は、その程度に応じ、死亡保険金の全額を支払い、またはその一部を削減して支払います。

5. 請求手続ならびに支払の時期および場所

（請求手続）

第6条

- ① 治療給付金もしくは入院給付金（以下「給付金」といいます。）または死亡保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者、被保険者、給付金の受取人または死亡保険金受取人はすみやかに当会社に通知してください。
- ② 給付金の受取人または死亡保険金受取人は、当会社に別表6に定める書類を提出して、給付金または死亡保険金を請求してください。

（給付金または死亡保険金の支払の時期および場所）

第7条

- ① 給付金または死亡保険金は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日（当会社に到着した日が営業日でない場合は翌営業日。以下本条において同じ。）の翌日から起算して5営業日以内に、当会社の本店で支払います。
- ② 給付金または死亡保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金または死亡保険金の請求時まで当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（当会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、給付金または死亡保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
 1. 給付金または死亡保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
第4条（給付金の支払）および第5条（死亡保険金の支払）に定める支払事由発生の有無
 2. 給付金または死亡保険金の免責事由に該当する可能性がある場合
給付金または死亡保険金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この普通保険約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第16条（重大事由による解除）第1項第5号の事由に該当する事実の有無または保険契約者、被保険者、給付金の受取人もしくは死亡保険金受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金もしくは死亡保険金の請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金もしくは死亡保険金の請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、給付金または死亡保険金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合でも180日）を経過する日とします。
 1. 前項第1号から第4号までに定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 2. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者、給付金の受取人または死亡保険金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 4. 前項第1号から第4号までに定める事項についての日本国外における調査 180日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、給付金の受取人または死亡保険金受取人が、正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金または死亡保険金を支払いません。
- ⑤ 第2項または第3項に掲げる必要な事項の確認を行うときは、当会社は、給付金または死亡保険金を請求した者にその旨を通知します。

第3編 この保険契約の取扱

6. 保険料の払込、猶予期間および保険契約の失効

（保険料の払込）

第8条

- ① 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回次の各号の保険料払込方法（回数）にしたがい、第9条（保険料払込方法（経路））第1項に定める保険料払込方法（経路）により、次に定める期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
 1. 保険料払込方法（回数）が月払の場合
月単位の契約応当日（契約応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じとします。）の属する月の初日から末日まで
 2. 保険料払込方法（回数）が年一括払または半年一括払の場合
年単位または半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
- ② 前項で払い込むべき保険料は、保険料払込方法（回数）に応じ、それぞれの契約応当日から次の契約応当日の前日までの期間（以下「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。

- ③ 第1項の保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅したときには、当会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（死亡保険金を支払うときは死亡保険金受取人）に払い戻します。
- ④ 第1項の保険料が払い込まれないまま、第1項の契約応当日以後末日までに給付金または死亡保険金の支払事由が生じたときには、当会社は、未払込保険料を支払うべき給付金または死亡保険金から差し引きます。ただし、給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、第11条（猶予期間および保険契約の失効）に定める猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、支払事由の発生により支払うべき給付金を支払いません。
- ⑤ 保険契約者は、当会社の定めるところにより、保険料払込方法（回数）を変更することができます。
- ⑥ 年一括払契約または半年一括払契約の場合で、すでに保険料が払い込まれている保険料期間の途中でつぎの各号のいずれかの事由が生じたときは、当会社は、その事由が生じた日の直後に到来する月単位の契約応当日からその保険料期間の末日までの月数に応じた保険料の残額に相当する金額の返戻金を保険契約者（死亡保険金を支払うときは死亡保険金受取人）に支払います。
1. 保険契約の消滅。ただし、第5条（死亡保険金の支払）第1項の規定により保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって死亡保険金が支払われない場合および第18条（給付金等不法取得目的による無効）または第19条（詐欺による取消）に該当する場合を除きます。
 2. 治療給付率の減率または基準日額の減額
- ⑦ 前項の規定は、年一括払契約および半年一括払契約の第1回保険料について準用します。
- ⑧ 月払契約の場合、すでに保険料が払い込まれている保険料期間の途中で第6項各号の事由が生じたときであっても、当会社は、その保険料期間に対応する保険料を払い戻しません。
- ⑨ 前項の規定は、月払契約の第1回保険料について準用します。

（保険料払込方法（経路））

第9条

- ① 保険契約者は、当会社の定めるところにより、次のいずれかの保険料払込方法（経路）を選択することができます。
1. 当会社の本店または当会社の指定した場所に持参して払い込む方法
 2. 金融機関等の当会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
 3. 当会社の派遣した集金人に払い込む方法（保険契約者の指定した集金先が当会社の定めた地域内にある場合に限り、ます。）
 4. 当会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
 5. 所属団体（その事業所を含みます。以下同じとします。）を通じ払い込む方法（所属団体と当会社との間に団体取扱契約等が締結されている場合に限り、ます。）
- ② 前項第3号の規定による場合、払込期月内に払い込まなかった保険料は、第11条（猶予期間および保険契約の失効）第1項に規定する猶予期間の満了する日までに当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込の用意の申出があったときは猶予期間中でも集金人を派遣します。
- ③ 保険料払込方法（回数）が月払の保険契約について第1項第3号の規定による場合、第11条（猶予期間および保険契約の失効）第1項に規定する猶予期間中の未払込保険料があるときは、その未払込保険料の払込があったのち、払込期月の保険料を集金します。
- ④ 保険契約者は、当会社の定めるところにより、保険料払込方法（経路）を変更することができます。
- ⑤ 保険料払込方法（経路）が第1項第3号、第4号または第5号の保険契約が当会社の定める条件を満たさなくなったときには、保険契約者は、保険料払込方法（経路）を他の方法に変更してください。この場合、保険契約者が保険料払込方法（経路）の変更を行うまでの間の保険料については、当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。

（保険料の一括払）

第10条

- ① 保険契約者は、保険料払込方法（回数）が月払の場合には、将来の保険料を一括払することができます。この場合、その一括払される保険料が当月分を含めて3か月分以上であるときには、当会社の定めるところによる割引をします。
- ② この保険契約が消滅した場合に、前項により一括払された保険料の残額があれば、これを保険契約者（死亡保険金を支払うときは死亡保険金受取人）に払い戻します。

（猶予期間および保険契約の失効）

第11条

- ① この保険契約の第2回以後の保険料の払込については、次のとおり猶予期間があります。
1. 保険料払込方法（回数）が月払の場合には、払込期月の翌月初日から末日まで
 2. 保険料払込方法（回数）が年一括払または半年一括払の場合には、払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで（契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）
- ② 前項の猶予期間中にこの保険契約の保険料が払い込まなかった場合には、この保険契約は、猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。
- ③ 猶予期間中に給付金または死亡保険金の支払事由が生じたときには、当会社は、給付金または死亡保険金からすでに到来している保険料期間の未払込保険料を差し引きます。ただし、給付金が未払込保険料に不足するときには、保険契約者は、その猶予期間の満了日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、支払事由の発生により支払うべき給付金を支払いません。

7. 保険契約の復活

（保険契約の復活）

第12条

- ① 前条第2項の規定によって、この保険契約が効力を失った場合には、猶予期間の満了日の翌日から3か月以内であれば、保険契約者は、この保険契約の復活を請求することができます。
- ② 保険契約者が本条の復活を請求するときは、別表6に定める書類を提出してください。
- ③ 当社がこの保険契約の復活を承諾した場合には、保険契約者は、延滞している保険料を当社の指定した期日までに払い込むことを要します。
- ④ 保険契約の復活の際には、第1条（被保険者資格）の規定を準用します。また、保険契約が復活された場合、第4条（給付金の支払）、第5条（死亡保険金の支払）または第15条（告知義務違反による解除）第5項第2号の規定の適用にあたっては、第2条（責任開始期および契約日）の規定を準用します。
- ⑤ 保険契約の復活を行う場合、当社は、新たな保険証券を交付しません。

8. 保険契約の解約、解除等

（解約）

第13条

保険契約者は、いつでも将来に向けてこの保険契約を解約することができます。

（告知義務）

第14条

- ① 当社が、保険契約の締結または復活の際に、給付金または死亡保険金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面で告知することを要します。
- ② 当社は、保険契約の締結または復活の際に必要なと認めた場合には、当社の指定した医師によって被保険者の診査を行うことがあります。この場合、被保険者は、医師の質問により告知を求められたときは、その医師に口頭で告知することを要します。

（告知義務違反による解除）

第15条

- ① 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、前条の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、当社は、この保険契約を将来に向けて解除することができます。
- ② 給付金または死亡保険金の支払事由が生じた後でも、当社は、前項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、給付金または死亡保険金は支払いません。もし、すでに給付金または死亡保険金を支払っているときは、当社は、その返還を請求します。ただし、保険契約者、被保険者、給付金の受取人または死亡保険金受取人が、給付金または死亡保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを証明した場合には、給付金または死亡保険金を支払います。
- ③ 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、当社は、被保険者、給付金の受取人または死亡保険金受取人に解除の通知をします。
- ④ 当社は、次のいずれかの場合には本条の規定による保険契約の解除をすることができません。ただし、第2号または第3号に規定する行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、前条の規定により当社が告知を求めた事項のうち解除の原因となる事実について、事実を告げなかったと認められる場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、第2号および第3号の規定は適用しません。
 1. 当社が、保険契約の締結または復活の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき
 2. 当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（当社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が前条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、前条の告知のうち解除の原因となる事実の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- ⑤ 本条の解除権は、次の各号の場合には消滅します。
 1. 当社が解除の原因を知った時から1か月以内に解除しなかったとき
 2. 責任開始の日から起算して2年以内に給付金または死亡保険金の支払事由が生じなかったとき

（重大事由による解除）

第16条

- ① 当社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向けて解除することができます。
 1. 保険契約者または死亡保険金受取人が死亡保険金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および死亡保険金の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

2. 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの保険契約の給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 3. この保険契約の給付金または死亡保険金の請求に関し、その受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
 4. 他の保険契約との重複によって被保険者にかかる保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 5. 保険契約者、被保険者、給付金の受取人または死亡保険金受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者、給付金の受取人または死亡保険金受取人が法人である場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 6. この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されることにより、当会社の保険契約者、被保険者、給付金の受取人または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
 7. 当会社の保険契約者、被保険者、給付金の受取人または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
- ② 給付金または死亡保険金の支払事由が生じた後でも、当会社は、前項の規定によってこの保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による給付金または死亡保険金（前項第5号の事由にのみ該当した場合で、前項第5号の事由に該当したのが死亡保険金受取人のみであり、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき死亡保険金。以下本号において同じ。）を支払いません。もし、すでにその支払事由により給付金または死亡保険金を支払っているときは、当会社は、その返還を請求します。
- ③ 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者、給付金の受取人または死亡保険金受取人に通知します。

（解約返戻金）

第17条

この保険契約に対する解約返戻金はありません。

（給付金等不法取得目的による無効）

第18条

保険契約者が給付金もしくは死亡保険金を不法に取得する目的または他人に給付金もしくは死亡保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または復活をしたときは、保険契約を無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

（詐欺による取消）

第19条

この保険契約の締結または復活の際に、保険契約者、被保険者、給付金の受取人または死亡保険金受取人に詐欺の行為があった場合には、当会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、当会社は、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

9. 治療給付率の増率等または減率等

（治療給付率の増率等）

第20条

- ① 保険契約者は、当会社の定めるところにより、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、当会社の定める範囲内で、治療給付率の増率または基準日額の増額をすることができます。
- ② 保険契約者は、前項の増率または増額を請求する場合には、別表6に定める書類を提出してください。
- ③ 前2項の規定によって治療給付率の増率または基準日額の増額がされた場合のその増率、増額部分について、次の各号の規定を準用します。
 1. 第1条（被保険者資格）
 2. 第14条（告知義務）
 3. 第15条（告知義務違反による解除）
 4. 第18条（給付金等不法取得目的による無効）
 5. 第19条（詐欺による取消）
 6. 第31条（年齢または性別の誤りの処理）
- ④ 治療給付率の増率または基準日額の増額が行われた場合、第4条（給付金の支払）、第5条（死亡保険金の支払）または第15条（告知義務違反による解除）第5項第2号の規定の適用にあたっては、治療給付率の増率部分または基準日額の増額部分について、第2条（責任開始期および契約日）の規定を準用します。
- ⑤ 本条の変更を行ったときは、保険証券に裏書します。

（治療給付率の減率等）**第21条**

- ① 保険契約者は、当会社の定めるところにより、当会社の定める範囲内で、治療給付率の減率または基準日額の減額をすることができます。
- ② 保険契約者は、前項の減率または減額を請求する場合には、別表 6 に定める書類を提出してください。
- ③ 本条の規定によって減率または減額された部分は解約されたものとみなします。
- ④ 本条の変更を行ったときは、保険証券に裏書します。

10. 保険契約者の変更および死亡保険金受取人の変更**（保険契約者の変更）****第22条**

- ① 保険契約者は、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- ② 前項の場合には、保険契約者は、別表 6 に定める書類を提出してください。
- ③ 本条の変更を行ったときは、保険証券に裏書します。

（当会社への通知による給付金の受取人の変更）**第23条**

- ① 保険契約者は、被保険者の同意を得て、当会社に対する通知により、給付金の受取人を変更することができます。ただし、変更後の給付金の受取人については、保険契約者または被保険者のいずれかに限るものとし、治療給付金受取人および入院給付金受取人は同一人であることを要します。
- ② 前項の通知をするときは、保険契約者は、別表 6 に定める書類を提出してください。
- ③ 第 1 項の通知が当会社に到着したときは、給付金の受取人の変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生じるものとします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、第 1 項の通知が当会社に到着する前に、変更前の給付金の受取人に対して給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の給付金の受取人から給付金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。

（遺言による給付金の受取人の変更）**第24条**

- ① 前条の規定によるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、給付金の受取人を変更することができます。
- ② 前項の給付金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- ③ 遺言による給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。）が、その旨を当会社に通知しなければ、当会社に対抗することができません。
- ④ 前項の通知をするときは、保険契約者の相続人は、別表 6 に定める書類を提出してください。

（当会社への通知による死亡保険金受取人の変更）**第25条**

- ① 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、当会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- ② 前項の通知をするときは、保険契約者は、別表 6 に定める書類を提出してください。
- ③ 第 1 項の通知が当会社に到着したときは、死亡保険金受取人の変更の効力は、その通知を発した時にさかのぼって生じるものとします。
- ④ 前項の規定にかかわらず、第 1 項の通知が当会社に到着する前に、変更前の死亡保険金受取人に対して死亡保険金を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。

（遺言による死亡保険金受取人の変更）**第26条**

- ① 前条の規定によるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
- ② 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- ③ 遺言による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人（遺言執行者が指定されているときは遺言執行者を含みます。以下本条において同じ。）が、その旨を当会社に通知しなければ、当会社に対抗することができません。
- ④ 前項の通知をするときは、保険契約者の相続人は、別表 6 に定める書類を提出してください。

11. 保険契約者または死亡保険金受取人

（保険契約者または死亡保険金受取人の代表者）

第27条

- ① 保険契約について保険契約者が2人以上ある場合には代表者1人を定めてください。この場合には、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
- ② 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が不明な場合には、当会社が前項の保険契約者の1人に対して行った行為は、他の保険契約者に対してもその効力を生じます。
- ③ 前2項の規定は、死亡保険金受取人が2人以上ある保険契約において、それらの者が死亡保険金を請求する場合に準用します。

（保険契約者の連帯責任）

第28条

保険契約について保険契約者が2人以上あるときには、各保険契約者は、連帯して保険契約上の責任を負うものとします。

（保険契約者の住所の変更）

第29条

- ① 保険契約者が住所（通信先および集金先を含みます。以下本条において同じとします。）を変更したときには、直ちに当会社の本店または当会社の指定した場所に通知してください。
- ② 保険契約者が前項の通知をしなかったときには、当会社の知った最終の住所に発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

12. 年齢の計算ならびに年齢または性別の誤りの処理

（年齢の計算）

第30条

被保険者の年齢は、満年で計算し、1年未満の端数については、6か月を超えるものは切り上げて1年とし、6か月以下のものは切り捨てます。

（年齢または性別の誤りの処理）

第31条

- ① 保険契約の申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合には、次のとおり取り扱います。
 1. 契約日において実際の年齢が当会社の定める年齢の範囲外であったときは、この保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。
 2. 前号以外のときは、当会社の定める方法で処理します。
- ② 保険契約の申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、当会社の定める方法で処理します。

13. 契約者配当

（契約者配当金の割当）

第32条

当会社は、当会社の定める方法により積み立てた契約者配当準備金のうちから毎事業年度末に、その事業年度末に有効な保険契約に対して、契約者配当金を割り当てます。

（契約者配当金の支払）

第33条

- ① 前条により割り当てた契約者配当金は、次の事業年度の年単位の契約応当日の前日に有効で、かつ、その前日までの保険料が払い込まれた保険契約に対して、次の各号に定めるところにより支払い、それ以外のときは契約者配当準備金に繰り入れます。
 1. 保険契約が更新されない場合
次の事業年度の年単位の契約応当日に、現金で保険契約者に支払います。
 2. 保険契約が更新される場合
次の事業年度の年単位の契約応当日から当会社の定める率の利息をつけて積み立てておき保険契約者から請求があったとき、保険契約が消滅したときまたは保険期間が満了し保険契約が更新されないときに保険契約者（死亡保険金を支払うときは死亡保険金受取人）にその元利合計額を現金で支払います。
- ② 契約者配当金の受取人は、別表6に定める書類を提出して、契約者配当金を請求してください。
- ③ 第7条（給付金または死亡保険金の支払の時期および場所）の規定は、本条の場合に準用します。

14. 契約内容の登録

（契約内容の登録）

第34条

- ① 当社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 1. 被保険者の氏名、生年月日および性別
 2. 保険契約の種類（医療保障保険（団体型）または医療保障保険（個人型））
 3. 治療給付率
 4. 入院給付金日額
 5. 保険契約の種類が医療保障保険（団体型）の場合、保険契約者名
 6. 保険契約の種類が医療保障保険（個人型）の場合、保険契約者の住所（市・区・郡までとします。）
 7. 契約日
- ② 協会加盟の各生命保険会社（以下「各生命保険会社」といいます。）は、前項の規定により登録された被保険者について、医療保障保険（団体型）契約または医療保障保険（個人型）契約の申込を受けた場合、協会に対して前項の規定により登録された内容について照会し、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
- ③ 各生命保険会社は、前項によって連絡された内容を医療保障保険（団体型）契約または医療保障保険（個人型）契約の承諾の判断の参考とすることができるものとします。
- ④ 登録の期間および承諾の判断の参考とする期間は、契約日からこの保険契約の消滅時までとし、各生命保険会社は、連絡された内容を、医療保障保険（団体型）契約、または医療保障保険（個人型）契約の承諾の判断の参考とする以外に用いないものとします。
- ⑤ 協会および各生命保険会社は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
- ⑥ 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

15. 保険契約の更新

（保険契約の更新）

第35条

- ① 保険期間の満了の際に保険契約者からこの保険契約を更新しない旨の通知がない場合には、この保険契約は、保険期間満了の日の翌日に更新されるものとし、この日を更新日とします。ただし、更新日の前日までの保険料が払い込まれていない場合または更新日における被保険者の年齢が当会社の定める範囲を超えるときは更新しません。
- ② 前項の通知は、当会社の定める期日までにしてください。
- ③ 更新後のこの保険契約の第1回保険料の払込については、第8条（保険料の払込）および第11条（猶予期間および保険契約の失効）の規定を準用します。ただし、猶予期間中にその保険料が払い込まれなかったときは、更新はなかったものとします。
- ④ 更新後のこの保険契約の保険料は、更新日における被保険者の年齢によって計算します。
- ⑤ 更新後の保険契約については、更新日において当社が新規に締結する保険契約に適用しているこの保険の普通保険約款および保険料率が適用されます。
- ⑥ 保険契約の更新が行われた場合には、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、新たな保険証券は交付しません。
- ⑦ 更新時に当社がこの保険の締結を取り扱っていないときは、この保険契約は更新されません。この場合、更新の取扱に準じて、当会社の定める他の保険を更新時に締結します。

16. その他

（被保険者の職業、転居および旅行）

第36条

保険契約継続中に被保険者がどんな職業に従事したはどこに転居しもしくは旅行しても、当会社は、保険契約の解除をせず、また、特別保険料の請求をしないで、保険契約上の責任を負います。

（法令等の改正に伴う契約条項の変更）

第37条

- ① 公的医療保険制度の改正が行われた場合には、当会社は、主務官庁の認可を得て、治療給付金額、保険料その他のこの保険契約の内容を変更することがあります。
- ② 前項の規定によりこの保険契約の内容を変更するときは、変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

（時効）

第38条

給付金、死亡保険金その他この保険契約に基づく諸支払金を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します。

（管轄裁判所）**第39条**

この保険契約における給付金または死亡保険金の請求に関する訴訟については、当会社の本店の所在地または給付金もしくは死亡保険金の受取人（受取人が2人以上いるときは、その代表者として）の住所地を管轄する日本国内における地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

（通知義務）**第40条**

- ① 保険契約者または被保険者は、保険契約締結の後、被保険者について次の各号に定める事由が生じたときは、遅滞なくその旨を当会社に通知してください。
 1. 公的医療保険制度からの脱退
 2. 他の公的医療保険制度への加入
 3. 公的医療保険制度における一部負担割合の変更
- ② 当会社は、前項第1号の事由が生じたことにより、被保険者が公的医療保険制度における被保険者もしくは組合員またはその被扶養者のいずれにも該当しなくなったことを知ったときは、この保険契約を将来に向けて解除することができます。
- ③ 第1項第2号または第3号の事由が生じた場合、当会社は、当会社の定めるところにより、保険料を変更することができます。

（医療保障保険（団体型）または医療保障保険（団体型）用家族特約等からの加入）**第41条**

- ① 医療保障保険（団体型）普通保険約款、医療保障保険（団体型）用家族特約条項、新医療保障保険（団体型）普通保険約款または新医療保障保険（団体型）用家族特約条項の規定により、医療保障保険（団体型）、医療保障保険（団体型）用家族特約、新医療保障保険（団体型）または新医療保障保険（団体型）用家族特約（以下本条において「加入前契約」といいます。）からこの保険契約への加入が行われた場合の契約日は、第2条（責任開始期および契約日）の規定にかかわらず、加入前契約のその被保険者に対する保険契約上の責任が終了する日の翌日になるものとし、当会社は、その日からこの保険契約上の責任を負います。
- ② 前項の取扱いが行われた場合、次に定めるところによります。
 1. それぞれの給付金の支払限度に関する規定の適用にあたっては、加入前契約とこの保険契約で入院日数または支払日数を通算します。
 2. 当会社は、第4条（給付金の支払）および第5条（死亡保険金の支払）の規定の適用にあたっては、加入前契約のその被保険者に対する部分の「責任開始期」または「責任開始の日」を、この保険契約の「責任開始期」または「責任開始の日」とみなします。ただし、加入前契約による給付金を支払うこととなる入院に対しては、この保険契約による給付金を重複しては支払いません。
 3. 加入前契約または加入前契約のその被保険者に対する部分に詐欺または給付金もしくは保険金不法取得目的があった場合には、この保険契約に詐欺または給付金もしくは保険金不法取得目的があったものとし、

17. 死亡保険金受取人を団体とする保険契約に関する特則**（死亡保険金受取人を団体とする保険契約の請求書類に関する特則）****第42条**

官公署、会社、組合、工場その他の団体（個人事業主を含み、以下「団体」といいます。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その団体から給与の支払を受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である団体が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）として死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡保険金の請求の際、別表6に定める書類に加え、死亡退職金等の受給者が保険金の請求内容を了知していることがわかる書類も必要とします。この場合、保険契約者である団体が当該受給者本人であることを確認した書類を必要とします。なお、死亡退職金等の受給者が2人以上であるときは、そのうち1人からの請求内容を了知していることがわかる書類の提出で足りるものとします。

18. 第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則**（第1回保険料等をクレジットカード等により払い込む場合の特則）****第43条**

- ① 保険契約の締結の際、第1回保険料または第1回保険料相当額（以下「第1回保険料等」といいます。）を次の各号のいずれかの方法により払い込む場合、それぞれ次に定める時に当会社が第1回保険料等を受け取ったものとします。
 1. 当会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により払い込む場合
当会社が、クレジットカードの有効性および第1回保険料等が利用限度額内であること等の確認を行った時（当会社所定の利用票（以下「利用票」といいます。）を使用するときは、利用票を作成した時）
 2. 当会社の指定するデビットカード（以下「デビットカード」といいます。）により払い込む場合
当会社所定の端末機（以下「端末機」といいます。）にデビットカードを読み取らせ、端末機に当該カードの暗証番号を入力した際に、口座引落確認を表す電文が表示された時
- ② 前項第1号の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当するときは、第1回保険料等の払込はなかったものとし

ます。

1. 当会社がクレジットカード発行会社から保険料相当額を受け取ることができないこと
2. クレジットカード発行会社が、クレジットカードの名義人（クレジットカード発行会社の会員規約等により、クレジットカード利用にもとづく支払債務を負う者を含みます。）から保険料相当額を受け取ることができないこと
- ③ 第1項第1号に定める方法により第1回保険料等が払い込まれた場合で、当会社が保険契約の申込を承諾したときは、当会社が責任を開始する日を保険契約者に通知します。ただし、利用票を作成した場合を除きます。

19. 契約日が平成22年3月1日以前の保険契約が更新された場合の特則

（契約日が平成22年3月1日以前の保険契約が更新された場合の特則）

第44条

契約日が平成22年3月1日以前の保険契約が更新された場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。

1. 本普通保険約款中「年一括払」とあるのは「年払」と、「半年一括払」とあるのは「半年払」と読み替えます。
2. 第8条（保険料の払込）第6項および第7項の規定は適用しません。
3. 第8条第8項および第9項の規定は、年払契約および半年払契約について準用します。

20. 電磁的方法による保険契約の申込手続き等に関する特則

（電磁的方法による保険契約の申込手続き等に関する特則）

第45条

- ① 保険契約者または被保険者は、当会社の承諾を得て、書面に代えて電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法）により、保険契約の申込および告知をすることができるものとします。
- ② 前項のほか、当会社は、別表6に定める請求書類について、書面に代えて電磁的方法により提出することを認めることがあります。
- ③ 保険契約に特約を中途付加する場合または保険契約に付加されている特約について請求書類を提出する場合、前2項の規定を準用します。

別表 1 入院

別表 2 に定める公的医療保険制度によって保険給付の対象となる別表 5 に定める入院とします。

別表 2 公的医療保険制度

次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

1. 健康保険法
2. 国民健康保険法
3. 国家公務員共済組合法
4. 地方公務員等共済組合法
5. 私立学校教職員共済法
6. 船員保険法
7. 高齢者の医療の確保に関する法律

別表 3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次のいずれかに該当したものとします。

1. 医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、当会社が特に認めた柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）
2. 前号の場合と同等と当会社が認めた日本国外にある医療施設

別表 4 治療給付金額

月ごとの治療給付金額は、その月の入院期間中の診療報酬点数に応じて、次表の診療報酬点数ランクに対応する治療給付金基準額に治療給付率を乗じて得られる金額とします。

この場合、「診療報酬点数」とは、治療時点において、厚生省告示または厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数をいいます。

公的医療保険制度における 一部負担割合が20%の場合		
診療報酬点数ランク		治療給付金基準額
31,000以上		58,000円
30,000以上	31,000未満	56,000円
29,000以上	30,000未満	54,000円
28,000以上	29,000未満	52,000円
27,000以上	28,000未満	50,000円
26,000以上	27,000未満	48,000円
25,000以上	26,000未満	46,000円
24,000以上	25,000未満	44,000円
23,000以上	24,000未満	42,000円
22,000以上	23,000未満	40,000円
21,000以上	22,000未満	38,000円
20,000以上	21,000未満	36,000円
19,000以上	20,000未満	34,000円
18,000以上	19,000未満	32,000円
17,000以上	18,000未満	30,000円
16,000以上	17,000未満	28,000円
15,000以上	16,000未満	26,000円
14,000以上	15,000未満	24,000円
13,000以上	14,000未満	22,000円
12,000以上	13,000未満	20,000円
11,000以上	12,000未満	18,000円
10,000以上	11,000未満	16,000円
9,000以上	10,000未満	14,000円
8,000以上	9,000未満	12,000円
7,000以上	8,000未満	10,000円
6,000以上	7,000未満	8,000円
5,000以上	6,000未満	6,000円
4,000以上	5,000未満	4,000円
0以上	4,000未満	0円

公的医療保険制度における 一部負担割合が30%の場合		
診療報酬点数ランク		治療給付金基準額
20,667以上		58,000円
20,000以上	20,667未満	56,000円
19,334以上	20,000未満	54,000円
18,667以上	19,334未満	52,000円
18,000以上	18,667未満	50,000円
17,334以上	18,000未満	48,000円
16,667以上	17,334未満	46,000円
16,000以上	16,667未満	44,000円
15,334以上	16,000未満	42,000円
14,667以上	15,334未満	40,000円
14,000以上	14,667未満	38,000円
13,334以上	14,000未満	36,000円
12,667以上	13,334未満	34,000円
12,000以上	12,667未満	32,000円
11,334以上	12,000未満	30,000円
10,667以上	11,334未満	28,000円
10,000以上	10,667未満	26,000円
9,334以上	10,000未満	24,000円
8,667以上	9,334未満	22,000円
8,000以上	8,667未満	20,000円
7,334以上	8,000未満	18,000円
6,667以上	7,334未満	16,000円
6,000以上	6,667未満	14,000円
5,334以上	6,000未満	12,000円
4,667以上	5,334未満	10,000円
4,000以上	4,667未満	8,000円
3,334以上	4,000未満	6,000円
2,667以上	3,334未満	4,000円
0以上	2,667未満	0円

別表5 入院

医師（当会社が特に認めた柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、別表3に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

備 考

1. 責任開始期以後の疾病

「責任開始期以後の疾病」とは、その疾病（医学上重要な関係にある疾病を含みます。）について、責任開始期前につきのいずれにも該当しない場合をいいます。

- (1) 被保険者が医師の診療を受けたことがある場合
- (2) 被保険者が健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けたことがある場合
- (3) 被保険者が自覚可能な身体の異常が存在した場合または保険契約者が認識可能な被保険者の身体の異常が存在した場合

2. 治療を目的とする入院

治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術等による入院は、「治療を目的とする入院」に該当しません。

3. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

4. 医学上重要な関係

「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等の関係や、胃ガンとその転移による肝臓ガンとの関係等をいいます。

別表 6

(1) 給付金または死亡保険金の請求に必要な書類

項 目	必 要 書 類
(1) 治療給付金	(ア) 当会社所定の治療給付金支払請求書 (イ) 当会社所定の様式による医師の診断書 (ウ) 当会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院および診療報酬点数証明書 (エ) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (オ) 治療給付金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (カ) 不慮の事故を原因とする場合には、不慮の事故であることを証する書類 (キ) 保険証券
(2) 入院給付金	(ア) 当会社所定の入院給付金支払請求書 (イ) 当会社所定の様式による医師の診断書 (ウ) 当会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 (エ) 被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (オ) 入院給付金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (カ) 不慮の事故を原因とする場合には、不慮の事故であることを証する書類 (キ) 保険証券
(3) 死亡保険金	(ア) 当会社所定の死亡保険金支払請求書 (イ) 医師の死亡診断書または死体検案書（ただし、会社が必要と認めた場合は当会社所定の様式による医師の死亡証明書） (ウ) 被保険者の住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (エ) 死亡保険金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (オ) 保険証券
(注) 当会社は、上記の書類以外の書類を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。	

(2) その他の請求に必要な書類

項 目	必 要 書 類
(1) 保険契約の復活	(ア) 当会社所定の復活請求書 (イ) 当会社所定の復活告知書 (ウ) 保険証券
(2) 契約内容の変更 （治療給付率の増率 または減率 基準日額の増額ま たは減額）	(ア) 当会社所定の契約内容変更請求書 (イ) 当会社所定の告知書（治療給付率の増率または基準日額の増額の場合） (ウ) 保険契約者の印鑑証明書 (エ) 最終保険料領収証 (オ) 保険証券
(3) 保険契約者の変更	(ア) 当会社所定の名義変更請求書 (イ) 保険契約者の印鑑証明書 (ウ) 保険証券
(4) 当会社への通知によ る給付金の受取人ま たは死亡保険金受取 人の変更	(ア) 当会社所定の名義変更請求書 (イ) 保険契約者の印鑑証明書 (ウ) 保険証券
(5) 遺言による給付金の 受取人または死亡保 険金受取人の変更	(ア) 当会社所定の名義変更請求書 (イ) 保険契約者の死亡事実が記載された住民票（ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本） (ウ) 遺言書の写しおよびその有効性を証する書類 (エ) 保険契約者の相続人であることを証する書類と印鑑証明書（ただし、遺言執行者からの通知のときは遺言執行者であることを証する書類と印鑑証明書） (オ) 保険証券
(6) 契約者配当金	(ア) 当会社所定の請求書 (イ) 保険契約者の印鑑証明書 (ウ) 保険証券
(注) 当会社は、上記の書類以外の書類を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。	

(この特約の概要)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者が受取人となる保険金等について、その受取人が保険金等を自ら請求できない特別な事情があるときに、保険契約者があらかじめ指定した指定代理請求人による保険金等の請求を可能とすることを主な内容とするものです。

第1条（特約の締結）

1. 保険契約者は、主契約の契約日以後、当会社の定める取扱にもとづき、主契約の被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。
2. この特約を主契約の契約日後に付加する場合には、保険契約者は、この特約の付加に関する書類を提出してください。この場合、その書類を当会社の本店または当会社の指定した場所で受け付けた日をこの特約の付加日とします。

第2条（特約の対象となる保険金等）

この特約による代理請求の対象となる保険金等（以下「保険金等」といいます。）は、この特約が付加されている主契約および主契約に付加されている特約（この特約を除き、以下「各特約」といいます。）におけるつぎのものとします（あわせて支払われる諸支払金を含みます。）。

- (1) 主契約の被保険者が受取人となる保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付（すえ置かれた保険金等を含みます。）
- (2) 主契約の被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料払込の免除
- (3) 主契約の被保険者と保険契約者が同一人である場合の契約者配当金（積み立てられた契約者配当金を含みます。）

第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）

1. 保険金等の受取人（保険料払込の免除の場合は保険契約者。以下同じ。）が保険金等を自ら請求できないつぎのいずれかに該当する特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第4条（指定代理請求人の変更）の規定により変更した指定代理請求人が、請求に必要な書類（別表1）および特別な事情を示す書類（別表1）を提出して、保険金等の受取人の代理人としてその保険金等を請求することができます。この場合、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および各特約の特約条項の保険金等の支払方法の選択に関する規定は適用しません。
 - (1) 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると当会社が認めた場合
 - (2) 悪性新生物等の当会社が認める傷病名の告知を受けていない場合
 - (3) その他第1号および第2号に準じる状態であると当会社が認めた場合
2. 第1項の規定により指定代理請求人が保険金等の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時においてつぎのいずれかに該当することを要します。
 - (1) つぎの範囲内の者
 - (ア) 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
 - (イ) 主契約の被保険者の直系血族
 - (ウ) 主契約の被保険者の3親等内の血族
 - (エ) 主契約の被保険者と同居または生計を一にしている主契約の被保険者の3親等内の親族
 - (2) つぎの範囲内の者。ただし、当会社所定の書類（別表1）によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき相当な関係があると当会社が認めた者に限ります。
 - (ア) 第1号(1)以外の者で、主契約の被保険者と同居または生計を一にしている者
 - (イ) 主契約の被保険者の財産管理を行っている者
 - (ウ) その他主契約の被保険者と同居または生計を一にしている者または主契約の被保険者の財産管理を行っている者と同等の関係にある者
3. 第1項および第2項の規定により保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができる指定代理請求人がいない場合は、つぎの各号のいずれかに該当する主契約の死亡保険金受取人（主契約の死亡保険金受取人が死亡したことにより、主約款の規定にもとづき、主契約の死亡保険金受取人となった者を除きます。）が、請求に必要な書類（別表1）および特別な事情を示す書類（別表1）を提出して、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。
 - (1) 主契約の被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 主契約の被保険者の直系血族
 - (3) 主契約の被保険者の3親等内の血族
 - (4) 主契約の被保険者と同居または生計を一にしている者
4. 第1項から第3項までの規定にかかわらず、故意に保険金等の支払事由を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を第1項各号に定める状態に該当させた者は、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができません。
5. 第3項の規定により保険金等を請求する場合、第3項各号に該当する主契約の死亡保険金受取人が2人以上のときは、当該受取人は共同して請求してください。
6. 指定代理請求人または主契約の死亡保険金受取人の変更が行われた場合、変更を行った後は、変更前に請求可能な保

険金等があっても、変更を行う前の指定代理請求人または主契約の死亡保険金受取人による保険金等の代理請求は取り扱いません。

7. 本条の規定により当会社が保険金等を保険金等の受取人の代理人に支払ったときは、その後保険金等の請求を受けても、当会社は、これらを重複しては支払いません。
8. 本条の規定により保険金等を請求する場合、主約款および各特約の特約条項の規定にもとづき必要な事項の確認を行う際、本条に定める代理人が、正当な理由がなく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。
9. 保険金等の支払を行った際に主契約がその支払事由に該当した時に消滅したものとみなす場合で支払事由該当後にこの特約を付加した場合または保険金等がすえ置かれている場合も、保険金等の代理請求については、この特約条項に定めるところにより取り扱います。
10. 保険金等の支払を行った際に主契約がその支払事由に該当した時に消滅したものとみなす場合で、支払事由該当後に指定代理請求人または主契約の死亡保険金受取人の変更が行われていたときは、変更後の指定代理請求人または主契約の死亡保険金受取人による代理請求を取り扱います。

第4条（指定代理請求人の変更）

保険契約者は、主契約の被保険者の同意および当会社の承諾を得て、指定代理請求人を変更することができます。この場合、保険契約者は、当会社所定の書類（別表 1）を提出してください。

第5条（解除の通知）

この特約を付加した場合、主契約または各特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除の通知について、保険契約者が不明である場合またはその住所もしくは居所が不明である場合など、正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、主約款または各特約の特約条項に定める通知先のほか、指定代理請求人に通知することがあります。

第6条（特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

第7条（主約款および各特約の特約条項に定める保険金等の代理請求等の取扱）

この特約を付加した場合、保険金等の代理請求については、この特約条項に定めるところにより取り扱います。この場合、主約款および各特約の特約条項の規定による保険金等の代理請求ならびに指定代理請求人の指定および変更は取り扱いません。また、この特約の締結の際、主契約または各特約について指定代理請求人が指定されているときは、当該指定代理請求人の指定は取り消されたものとします。

第8条（主契約に付加されている被保険者が受取人となる保険金等の代理請求特約等の取扱）

この特約を付加した場合、主契約に付加されている被保険者が受取人となる保険金等の代理請求特約および高度障害保険金等の代理請求特約は、この特約の付加日の前日に消滅したものとします。

第9条（主約款および各特約の特約条項の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款および各特約の特約条項の規定を準用します。

第10条（こども学資保険に付加した場合の特則）

この特約をこども学資保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「主契約の被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。
- (2) 主約款の規定による保険料払込の免除については、保険契約者が請求する場合に限り、第2条（特約の対象となる保険金等）に定めるこの特約の対象となる保険金等を含みます。
- (3) 本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「被保険者」と読み替えます。

第11条（こども学資保険（H7）、5年ごと配当付こども学資保険または5年ごと配当付こども学資保険（2014）に付加した場合の特則）

この特約をこども学資保険（H7）、5年ごと配当付こども学資保険または5年ごと配当付こども学資保険（2014）に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「後継保険契約者」と読み替えます。
- (2)すでに保険契約者が死亡しているときは、本特約条項中「保険契約者」とあるのは「後継保険契約者」と読み替えます。
- (3) 第10条（こども学資保険に付加した場合の特則）第1号および第2号の規定は、本条の場合に適用します。

第12条（終身保険（S62）または新種終身保険に付加した場合の特則）

この特約を終身保険（S62）または新種終身保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約に夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 第1条（特約の締結）および第4条（指定代理請求人の変更）中「主契約の被保険者」とあるのは「第1被保険者および第2被保険者」と読み替えます。

- (イ) 第2条（特約の対象となる保険金等）および第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金移行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
- (ウ) 夫婦年金移行特約条項の規定により支払われる年金については、第2被保険者が受取人となる場合でも、第2条に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。第2被保険者が受取人となる年金の代理請求の場合、第3条中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金移行特約条項中「第2被保険者」をいいます。
- (2) 主契約に夫婦介護割増年金移行特約または夫婦介護割増年金移行特約（H13）を付加した場合には、第1号の規定を適用します。この場合、第1号中「夫婦年金移行特約」とあるのは「夫婦介護割増年金移行特約」または「夫婦介護割増年金移行特約（H13）」と、「夫婦年金移行特約条項」とあるのは「夫婦介護割増年金移行特約条項」または「夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）」と、第1号(ウ)中「年金」とあるのは「特約年金、介護給付金および介護割増年金」と読み替えます。

第13条（終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保険または5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則）

この特約を終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保険または5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「保険契約者」とあるのは主契約の年金支払開始日以後においては「主契約の年金受取人」と読み替えます。
- (2) 本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。

第14条（遺族保障付個人年金保険に付加した場合の特則）

この特約を遺族保障付個人年金保険に付加した場合には、本特約条項中「保険契約者」とあるのは、主契約の年金支払開始日以後においては「主契約の年金受取人」と読み替えます。

第15条（個人年金保険、個人年金保険（S62）、個人年金保険（H8）または生存保障型個人年金保険に付加した場合の特則）

この特約を個人年金保険、個人年金保険（S62）、個人年金保険（H8）または生存保障型個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約に夫婦年金特約を付加した場合には、特約年金支払開始日以後においては、つぎのとおりとします。
 - (ア) 本特約条項中「保険契約者」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。
 - (イ) 第1条（特約の締結）および第4条（指定代理請求人の変更）中「主契約の被保険者」とあるのは「第1被保険者および第2被保険者」と読み替えます。
 - (ウ) 第2条（特約の対象となる保険金等）および第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金特約条項中「第1被保険者」をいいます。
 - (エ) 夫婦年金特約条項の規定により支払われる特約年金については、第2被保険者が受取人となる場合でも、第2条に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。第2被保険者が受取人となる特約年金の代理請求の場合、第3条中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金特約条項中「第2被保険者」をいいます。
- (2) 主契約に介護割増年金特約または介護割増年金特約（H13）を付加した場合には、特約年金支払開始日以後においては、本特約条項中「保険契約者」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。
- (3) 主契約に夫婦介護割増年金特約または夫婦介護割増年金特約（H13）を付加した場合には、第1号の規定を適用します。この場合、第1号中「夫婦年金特約」とあるのは「夫婦介護割増年金特約」または「夫婦介護割増年金特約（H13）」と、「夫婦年金特約条項」とあるのは「夫婦介護割増年金特約条項」または「夫婦介護割増年金特約条項（H13）」と、第1号(イ)中「特約年金」とあるのは「特約年金、介護給付金および介護割増年金」と読み替えます。
- (4) 第13条（終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保険または5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則）の規定は、本条の場合に適用します。

第16条（変額保険（終身型）に付加した場合の特則）

この特約を変額保険（終身型）に付加した場合で、主契約に夫婦年金移行特約を付加したときは、第12条（終身保険（S62）または新種終身保険に付加した場合の特則）第1号の規定を適用します。

第17条（5年ごと配当付終身保険、5年ごと配当付更新型終身移行保険、5年ごと利差配当付終身保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと配当付終身保険、5年ごと配当付更新型終身移行保険、5年ごと利差配当付終身保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約に5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約を付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (ア) 第1条（特約の締結）および第4条（指定代理請求人の変更）中「主契約の被保険者」とあるのは「第1被保険者および第2被保険者」と読み替えます。
 - (イ) 第2条（特約の対象となる保険金等）および第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）中「主契約の被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項中「第1被保険者」をいいます。
 - (ウ) 5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項の規定により支払われる特約年金については、第2被保険者が受取人となる場合でも、第2条に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。

- みます。第2被保険者が受取人となる特約年金の代理請求の場合、第3条中「主契約の被保険者」とあるのは5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項中「第2被保険者」をいいます。
- (2) 主契約に5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約（H13）を付加した場合には、第1号の規定を適用します。この場合、第1号中「5年ごと配当付夫婦年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約（H13）」と、「5年ごと配当付夫婦年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約条項」とあるのは「5年ごと配当付夫婦介護割増年金移行特約条項または5年ごと利差配当付夫婦介護割増年金移行特約条項（H13）」と、第1号(ウ)中「特約年金」とあるのは「特約年金、介護給付金および介護割増年金」と読み替えます。

第18条（予定利率変動型無配当個人年金保険に付加した場合の特則）

- この特約を予定利率変動型無配当個人年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 主約款に定める夫婦年金への変更の特則による夫婦年金への変更を選択した場合には、つぎのとおりとします。
- (ア) 第1条（特約の締結）および第4条（指定代理請求人の変更）中「主契約の被保険者」とあるのは「第1被保険者および第2被保険者」と読み替えます。
- (イ) 第2条（特約の対象となる保険金等）および第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金への変更の特則中「第1被保険者」をいいます。
- (ウ) 夫婦年金については、第2被保険者が受取人となる場合でも、第2条に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。第2被保険者が受取人となる夫婦年金の代理請求の場合、第3条中「主契約の被保険者」とあるのは「第2被保険者」をいいます。
- (2) 第13条（終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保険または5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則）の規定は、本条の場合に適用します。

第19条（5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合の特則）

- この特約を5年ごと配当付介護年金終身保障保険または5年ごと利差配当付介護年金終身保障保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。
- (2) 第17条（5年ごと配当付終身保険、5年ごと配当付更新型終身移行保険、5年ごと利差配当付終身保険または5年ごと利差配当付更新型終身移行保険に付加した場合の特則）第1号の規定は、本条の場合に適用します。

第20条（5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）に付加した場合の特則）

- この特約を5年ごと配当付介護年金保険（解約返還金なし型）に付加した場合には、本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。

第21条（引出機能付災害6割加算型変額年金保険、引出機能付災害4割加算型変額年金保険、引出機能付災害2割加算型変額年金保険、災害5割加算型変額年金保険、災害3割加算型変額年金保険または災害1割加算型変額年金保険に付加した場合の特則）

- この特約を引出機能付災害6割加算型変額年金保険、引出機能付災害4割加算型変額年金保険、引出機能付災害2割加算型変額年金保険、災害5割加算型変額年金保険、災害3割加算型変額年金保険または災害1割加算型変額年金保険に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 主契約に夫婦年金特約を付加した場合には、特約年金支払開始日以後においては、つぎのとおりとします。
- (ア) 本特約条項中「保険契約者」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。
- (イ) 第1条（特約の締結）および第4条（指定代理請求人の変更）中「主契約の被保険者」とあるのは「第1被保険者および第2被保険者」と読み替えます。
- (ウ) 第2条（特約の対象となる保険金等）および第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金特約条項中「第1被保険者」をいいます。
- (エ) 夫婦年金特約条項の規定により支払われる特約年金については、第2被保険者が受取人となる場合でも、第2条に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。第2被保険者が受取人となる特約年金の代理請求の場合、第3条中「主契約の被保険者」とあるのは夫婦年金特約条項中「第2被保険者」をいいます。
- (2) 主契約に介護割増年金特約（H13）を付加した場合には、特約年金支払開始日以後においては、本特約条項中「保険契約者」とあるのは「特約年金受取人」と読み替えます。
- (3) 主契約に夫婦介護割増年金特約（H13）を付加した場合には、第1号の規定を適用します。この場合、第1号中「夫婦年金特約」とあるのは「夫婦介護割増年金特約（H13）」と、「夫婦年金特約条項」とあるのは「夫婦介護割増年金特約条項（H13）」と、第1号(イ)中「特約年金」とあるのは「特約年金、介護給付金および介護割増年金」と読み替えます。
- (4) 第13条（終身年金保険「長寿年金」、変額個人年金保険、積立利率変動型個人年金保険、5年ごと配当付個人年金保険または5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則）の規定は、本条の場合に適用します。

第22条（5年ごと配当付終身医療保険または5年ごと利差配当付終身医療保険に付加した場合の特則）

- この特約を5年ごと配当付終身医療保険または5年ごと利差配当付終身医療保険に付加した場合には、本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡給付金受取人」と読み替えます。

第23条（引出機能付災害 2 割加算型変額年金保険（H16）に付加した場合の特則）

この特約を引出機能付災害 2 割加算型変額年金保険（H16）に付加した場合には、第15条（個人年金保険、個人年金保険（S62）、個人年金保険（H8）または生存保障型個人年金保険に付加した場合の特則）第1号および第4号の規定を適用します。

第24条（無配当終身医療保険に付加した場合の特則）

この特約を無配当終身医療保険に付加した場合には、本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡時支払金受取人」と読み替えます。

第25条（無配当定期医療保険に付加した場合の特則）

この特約を無配当定期医療保険に付加した場合には、本特約条項中「死亡保険金受取人」とあるのは「死亡返還金受取人」と読み替えます。

第26条（主契約に保険料払込免除特約（契約者型）が付加されている場合の特則）

主契約に保険料払込免除特約（契約者型）が付加されている場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 本特約条項中「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは保険料払込免除特約（契約者型）条項においては「後継保険契約者」をいいます。
- (2)すでに保険契約者が死亡しているときは、本特約条項中「保険契約者」とあるのは「後継保険契約者」と読み替えます。
- (3) 保険料払込免除特約（契約者型）条項の規定による保険料払込の免除については、保険契約者が請求する場合に限り、第2条（特約の対象となる保険金等）に定めるこの特約の対象となる保険金等に含まれます。この保険料払込の免除の代理請求の場合、第3条（指定代理請求人等による保険金等の代理請求）中「主契約の被保険者」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。

別表 1 請求書類

項 目		必 要 書 類
1	保険金等の代理請求	(1) 主約款および各特約の特約条項に定める保険金等の請求書類 (2) 保険金等の受取人が保険金等を自ら請求できない特別な事情を示す書類 (3) 主契約の被保険者および代理人の戸籍抄本 (4) 主契約の被保険者の住民票 (5) 代理人の住民票と印鑑証明書 (6) 主契約の被保険者または代理人の健康保険証の写し (7) 代理請求を行う者が主契約の被保険者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証する書類
2	指定代理請求人の変更	(1) 当会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
(注) 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

（特約の締結）

第1条 医療保障保険（個人型）契約の締結、復活または治療給付率の増率等の際、被保険者の健康状態その他が当会社の定める普通の標準に適合しないときは、当会社は、保険契約者の承諾を得て、この特約を付加して締結します。

（特定疾病・部位不担保の内容）

第2条 この特約の締結の際に定めた不担保期間中に、保険証券記載の特定の疾病（これと医学上重要な関係があると当社が認めた疾病を含みます。）または身体の特定の部位・臓器に生じた疾病を直接の原因として、治療給付金または入院給付金の支払事由が生じた場合には、当会社は、その給付金を支払いません。ただし、被保険者が不担保期間の満了日を含んで継続して入院したときは、その入院については、不担保期間の満了日の翌日を入院の開始日とみなして取り扱います。

第1条（取扱の範囲）

1. 官公署、会社、組合、工場その他の団体（以下「団体」といいます。）に所属し、その団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払を受ける者を保険契約者とする保険契約（以下「個人保険契約」といいます。）の保険契約者数、または団体を保険契約者とし、その団体に所属する者を被保険者とする保険契約（以下「事業保険契約」といいます。）の被保険者数が、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、主たる保険契約の普通保険約款のほか、この特約条項を適用して団体年一括払、団体半年一括払、団体年払または団体半年払の取扱を行います。
 - (1) その事業所の個人保険契約の保険契約者数が20名以上であるとき
 - (2) その事業所の事業保険契約の被保険者数が20名以上であるとき
 - (3) その事業所の個人保険契約の保険契約者数とその事業所の事業保険契約の被保険者数とが名寄せ合算して20名以上であるとき
 - (4) その事業所の個人保険契約の保険契約者数または事業保険契約の被保険者数が20名未満であっても、第1号から第3号までのいずれかに該当する事業所が他にあるとき
2. 第1項の取扱を行うときは、団体代表者と当会社と協定書を取りかわします。

第2条（保険料率）

1. この特約条項を適用する半年一括払契約の保険料率は団体半年一括払保険料率（半年払契約の場合は団体半年払保険料率）とします。
2. 医療保障保険（個人型）契約、5年ごと配当付こども学資保険（2014）契約および予定利率変動型無配当個人年金保険契約の場合には、第1項の規定は適用しません。

第3条（保険料の払込）

1. 保険料は、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。
2. 第1項の場合、団体の代表者が当会社に保険料を払い込んだ日をもって保険料の払込のあった日とします。

第4条（特約の失効）

1. つぎの各号の場合には、この特約は効力を失います。
 - (1) 保険契約者がその所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険契約の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき
 - (2) 団体年一括払、団体半年一括払、団体年払、団体半年払取扱を受ける保険契約者または被保険者の数が第1条第1号から第4号までに規定する人数未満に減少し、その後6か月を経過しても規定の人数に戻らないとき
 - (3) 保険料の自動貸付を行ったとき
 - (4) 保険料の前納を行ったとき
 - (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (6) 当会社と団体代表者との協議により団体年一括払、団体半年一括払、団体年払、団体半年払取扱を廃止したとき
2. 第1項の場合には、主約款に定める保険料の払込方法（回数）にもとづき個人扱の年一括払、半年一括払、年払または半年払に変更します。

第1条（取扱の範囲）

1. 官公署、会社、組合、工場、同業団体その他の団体（以下「団体」といいます。）において、つぎの各号の条件を満たす場合には、主たる保険契約の普通保険約款のほか、この特約条項を適用して準団体年一括払、準団体半年一括払、準団体年払または準団体半年払の取扱を行います。
 - (1) 保険契約者はその団体に所属する者であること。ただし、団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者が被保険者であること（団体を保険契約者とし、その団体に所属する者を被保険者とする保険契約を以下「事業保険契約」といいます。）
 - (2) 保険契約者または被保険者の数は10名以上であること
 - (3) 団体を代表する者がいることを要し、その代表者によって保険料を一括して徴収することが可能であること
2. 第1項の取扱を行うときは、団体代表者と当会社と協定書を取りかわします。

第2条（保険料の払込）

1. 保険料は、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。
2. 第1項の場合、団体の代表者が当会社に保険料を払い込んだ日をもって保険料の払込のあった日とします。

第3条（特約の失効）

1. つぎの各号の場合には、この特約は効力を失います。
 - (1) 保険契約者がその所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険契約の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき
 - (2) 準団体年一括払、準団体半年一括払、準団体年払、準団体半年払取扱を受ける保険契約者または被保険者の数が10名未満に減少し、その後6か月を経過しても10名以上に戻らないとき
 - (3) 保険料の自動貸付を行ったとき
 - (4) 保険料の前納を行ったとき
 - (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (6) 当会社と団体代表者との協議により準団体年一括払、準団体半年一括払、準団体年払、準団体半年払取扱を廃止したとき
2. 第1項の場合には、主約款に定める保険料の払込方法（回数）にもとづき個人扱の年一括払、半年一括払、年払または半年払に変更します。

第1条（取扱の範囲）

1. 官公署、会社、組合、工場その他の団体（以下「団体」といいます。）に所属し、毎月その団体から給与（役員報酬を含みます。）の支払を受ける者を保険契約者とする保険契約（以下「個人保険契約」といいます。）の保険契約者数、または団体を保険契約者とし、その団体に所属する者を被保険者とする保険契約（以下「事業保険契約」といいます。）の被保険者数が、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、主たる保険契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）のほか、この特約条項を適用して団体月払取扱を行います。
 - (1) その事業所の個人保険契約の保険契約者数が20名以上であるとき
 - (2) その事業所の事業保険契約の被保険者数が20名以上であるとき
 - (3) その事業所の個人保険契約の保険契約者数とその事業所の事業保険契約の被保険者数とが名寄せ合算して20名以上であるとき
 - (4) その事業所の個人保険契約の保険契約者数または事業保険契約の被保険者数が20名未満であっても、第1号から第3号までのいずれかに該当する事業所が他にあり、かつ、その事業所の個人保険契約の保険契約者数または事業保険契約の被保険者数が20名以上であるとき
2. 第1項の取扱を行うときは、団体代表者と当会社と協定書を取りかわします。

第2条（契約日の特則）

1. 主たる保険契約の締結の際に団体月払取扱を行う保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、当会社が責任を開始する日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
2. 第1項の規定にかかわらず、当会社が責任を開始する日から契約日の前日までの間に、保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときは、当会社が責任を開始する日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算します。この場合、保険料に超過分があるときは、当会社は、これを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者はこれを当会社に払い込んでください。ただし、保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払金があるときは、過不足分を支払金と清算します。
3. 変額保険（有期型）契約、変額保険（終身型）契約または予定利率変動型無配当個人年金保険契約の場合には、第1項および第2項の規定は適用しません。

第3条（保険料率）

1. この特約条項を適用する保険契約の保険料率は、団体月払保険料率とします。
2. 医療保障保険（個人型）契約、5年ごと配当付こども学資保険（2014）契約、5年ごと配当付個人年金保険契約、5年ごと利差配当付個人年金保険契約および予定利率変動型無配当個人年金保険契約の場合には、第1項の規定は適用しません。

第4条（保険料の払込）

1. 保険料は、毎月または主約款に定める保険料の継続一括払の特則の規定が適用されている場合にはあらかじめ定められた月に、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。
2. 第1項の場合、団体の代表者が当会社に保険料を払い込んだ日をもって保険料の払込のあった日とします。

第5条（猶予期間）

1. 保険料払込の猶予期間は、主約款に定める払込期月の翌月初日から末日までとします。
2. 猶予期間中に保険金、年金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払事由が生じたときは、当会社は、未払込保険料をそれらの支払金から差し引きます。
3. 保険契約を更新する場合には、更新後の第1回保険料の払込について、第2項の規定を準用します。

第6条（特約の失効）

1. つぎの各号の場合には、この特約は効力を失います。
 - (1) 保険契約者がその所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険契約の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき
 - (2) 団体月払取扱を受ける保険契約者または被保険者の数が第1条第1号から第4号までに規定する人数未満に減少し、その後6か月を経過しても規定の人数に戻らないとき
 - (3) 保険金または年金の減額その他により、保険金または年金が当会社の定めた金額未満となるとき
 - (4) 保険金または年金の減額その他により、月払保険料または主約款に定める保険料の継続一括払の特則の規定による一括払すべき保険料が当会社の定めた金額未満となるとき
 - (5) 保険料の自動貸付を行ったとき
 - (6) 保険料の前納を行ったとき
 - (7) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (8) 当会社と団体代表者との協議により団体月払取扱を廃止したとき
2. 第1項の場合には、主約款に定める保険料の払込方法（回数）にもとづき個人扱の年一括払、半年一括払、年払、半年払または月払に変更します。

3. 団体月払取扱を個人扱の年一括払、半年一括払、年払または半年払に変更した場合、その直後に到来する主約款の保険料の払込に関する規定に定める契約応当日（年一括払契約または年払契約の場合は年単位の契約応当日、半年一括払契約または半年払契約の場合は半年単位の契約応当日）の前日までの期間に対する保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください。
4. 当会社と団体代表者との協議により、主約款に定める保険料の継続一括払の特則の規定による一括払すべき保険料の徴収を廃止したときは、別段の申出がない限り、個人扱の継続一括払に変更します。

第7条（契約者配当金の支払）

団体月払取扱を受ける保険契約の契約者配当金の支払方法について、主約款に定める範囲内で、特に団体との取り決めがあるときは、その方法によります。ただし、契約者配当金の分配の日は、年単位の契約応当日とします。

第1条（取扱の範囲）

- 官公署、会社、組合、工場、同業団体その他の団体（以下「団体」といいます。）において、つぎの各号の条件を満たす場合には、主たる保険契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）のほか、この特約条項を適用して準団体月払取扱を行います。
 - 保険契約者は、その団体に所属する者であること。ただし、団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者が被保険者であること（団体を保険契約者とし、その団体に所属する者を被保険者とする保険契約を以下「事業保険契約」といいます。）
 - 保険契約者または被保険者の数は10名以上であること
 - 団体を代表する者がいることを要し、その代表者によって毎月保険料を一括して徴収することが可能であること
- 第1項の取扱を行うときは、団体代表者と当会社と協定書を取りかわします。

第2条（契約日の特則）

- 主たる保険契約の締結の際に準団体月払取扱を行う保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、当会社が責任を開始する日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
- 第1項の規定にかかわらず、当会社が責任を開始する日から契約日の前日までの間に、保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払事由または保険料払込の免除事由が生じたときは、当会社が責任を開始する日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として再計算します。この場合、保険料に超過分があるときは、当会社は、これを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者はこれを当会社に払い込んでください。ただし、保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払金があるときは、過不足分を支払金と清算します。
- 変額保険（有期型）契約、変額保険（終身型）契約または予定利率変動型無配当個人年金保険契約の場合には、第1項および第2項の規定は適用しません。

第3条（保険料率）

- この特約条項を適用する保険契約の保険料率は、準団体月払保険料率とします。
- 医療保障保険（個人型）契約、5年ごと配当付こども学資保険（2014）契約、5年ごと配当付個人年金保険契約、5年ごと利差配当付個人年金保険契約および予定利率変動型無配当個人年金保険契約の場合には、第1項の規定は適用しません。

第4条（保険料の払込）

- 保険料は、毎月または主約款に定める保険料の継続一括払の特則の規定が適用されている場合にはあらかじめ定められた月に、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。
- 第1項の場合、団体の代表者が当会社に保険料を払い込んだ日をもって保険料の払込のあった日とします。

第5条（猶予期間）

- 保険料払込の猶予期間は、主約款に定める払込期月の翌月初日から末日までとします。
- 猶予期間中に保険金、年金、給付金その他保険金に準じる保険給付の支払事由が生じたときは、当会社は、未払込保険料をそれらの支払金から差し引きます。
- 保険契約を更新する場合には、更新後の第1回保険料の払込について、第2項の規定を準用します。

第6条（特約の失効）

- つぎの各号の場合には、この特約は効力を失います。
 - 保険契約者がその所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険契約の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき
 - 準団体月払取扱を受ける保険契約者または被保険者の数が10名未満に減少し、その後3か月を経過しても10名以上に戻らないとき
 - 保険金または年金の減額その他により、保険金または年金が当会社の定めた金額未満となるとき
 - 保険料の自動貸付を行ったとき
 - 保険料の前納を行ったとき
 - 保険料の払込を要しなくなったとき
 - 当会社と団体代表者との協議により準団体月払取扱を廃止したとき
- 第1項の場合には、主約款に定める保険料の払込方法（回数）にもとづき個人扱の年一括払、半年一括払、年払、半年払または月払に変更します。
- 準団体月払取扱を個人扱の年一括払、半年一括払、年払または半年払に変更した場合、その直後に到来する主約款の保険料の払込に関する規定に定める契約応当日（年一括払契約または年払契約の場合は年単位の契約応当日、半年一括払契約または半年払契約の場合は半年単位の契約応当日）の前日までの期間に対する保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください。

4. 当会社と団体代表者との協議により、主約款に定める保険料の継続一括払の特則の規定による一括払すべき保険料の徴収を廃止したときは、別段の申出がない限り、個人扱の継続一括払に変更します。

第7条（契約者配当金の支払）

準団体月払取扱を受ける保険契約の契約者配当金の支払方法について、主約款に定める範囲内で、特に団体との取り決めがあるときは、その方法によります。ただし、契約者配当金の分配の日は、年単位の契約応当日とします。

第1条（特約条項の適用）

1. この特約条項は、保険契約締結の際または保険料払込期間中において、保険契約者から申出があり、かつ、当社がこれを承諾した場合に適用されます。
2. この特約条項を適用する場合には、つぎの各号の条件を満たすことを要します。
 - (1) 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が当社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下「提携金融機関」といいます。）に設置してあること
 - (2) 保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から当社の口座へ保険料の口座振替を委任していること

第2条（契約日の特則）

1. 月払の保険契約の締結の際にこの特約を付加する場合の契約日は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の普通保険約款の規定にかかわらず、当社が責任を開始する日の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。
2. 当社が責任を開始する日から契約日の前日までの間に、当社が主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）および特約条項の規定にもとづいて保険金、給付金その他保険金に準じる保険給付（以下本項において「保険金等」といいます。）を支払いまたは保険料の払込を免除すべき事由が発生したときは、第1項の規定にかかわらず、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は当社が責任を開始する日を基準として再計算します。この場合、保険料に超過分があるときは、当社は、これを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者はこれを当社に払い込んでください。ただし、支払うべき保険金等があるときは、過不足分をその保険金等と清算します。
3. 変額保険（有期型）契約、変額保険（終身型）契約または予定利率変動型無配当個人年金保険契約の場合には、第1項および第2項の規定は適用しません。

第3条（保険料率）

1. この特約条項を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。
2. 第1項の規定にかかわらず、第7条（特約の消滅）第2項の場合は当社の定める取扱にもとづき取り扱います。
3. 医療保障保険（個人型）契約、5年ごと配当付こども学資保険（2014）契約、5年ごと配当付個人年金保険契約、5年ごと利差配当付個人年金保険契約および予定利率変動型無配当個人年金保険契約の場合には、第1項の規定は適用しません。

第4条（保険料の払込）

1. 保険料は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める払込期月中の当社の定めた日（以下「振替日」といいます。ただし、この定めた日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日を振替日とします。）に指定口座から保険料相当額を当社の口座に振り替えることによって、当社に払い込まれるものとします。
2. 第1項の場合、振替日に保険料の払込があったものとし、その日をもって保険料の払込のあった日とします。
3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は当社に対しその振替順序を指定できないものとします。
4. 保険契約者は、払い込むべき保険料相当額を指定口座にあらかじめ預け入れておくことを要します。

第5条（保険料口座振替不能の場合の取扱）

1. 振替日に保険料の口座振替が不能となった場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 月払契約の場合、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。
 - (2) 主約款に定める保険料の継続一括払の特則が適用されている月払契約の場合、振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行います。
 - (3) 年一括払契約、半年一括払契約、年払契約または半年払契約の場合、振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行います。
2. 第1項の規定による保険料口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める保険料払込の猶予期間内につぎの各号の金額を当社の本店または当社の指定した場所に払い込んでください。
 - (1) 第1項第1号および第3号の場合には、払込期月が到来している保険料
 - (2) 第1項第2号の場合には、一括払すべき保険料

第6条（諸変更）

1. 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ当社および当該金融機関に申し出てください。
2. 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ当社および当該提携金融機関に申し出て他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
3. 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、当社はその旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は指定口座を他の提携金融機関に変更するか他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。
4. 当社は、当社または提携金融機関の事情により振替日を変更することがあります。この場合、当社はその旨を

あらかじめ保険契約者に通知します。

第7条（特約の消滅）

1. つぎの各号の場合には、この特約は効力を失います。
 - (1) 保険契約が消滅または失効したとき
 - (2) 保険料の自動貸付を行ったとき
 - (3) 保険料の前納を行ったとき
 - (4) 保険料の一括払を行ったとき
 - (5) 保険料の払込を要しなくなったとき
 - (6) 他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき
 - (7) 第1条（特約条項の適用）第2項に定める条件に該当しなくなったとき
2. 第1項第4号の規定にかかわらず、つぎの各号の場合には、この特約は消滅しません。
 - (1) 主約款に定める保険料の継続一括払の特則の規定により保険料を一括払したとき
 - (2) 保険契約者から、保険料の一括払後も引き続きこの特約を適用する旨の申出があったとき
 - (3) 主契約の契約者配当金の支払方法が保険料と相殺する方法の保険契約で、保険料の一括払の取扱を行ったとき

第8条（主約款の適用）

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

[illegible]

MEMO

【ご加入の生命保険に関するお手続き・お問い合わせ】

第一生命コンタクトセンター

 **0120-157-157**

受付時間 月～金曜日 9:00～18:00 土・日曜日 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

- 証券番号をあらかじめお確かめのうえ、契約者ご本人さまよりお電話願います。
- 月曜日など休日明けや土曜日は大変お電話が混み合い、つながりにくい場合がございますのでご了承ください。
- コンタクトセンターへのお電話は、当社業務の運営管理及びサービス充実の観点から録音させていただいておりますのでご了承ください。

第一生命保険株式会社

〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1

電話 03-3216-1211（大代表）

※お近くの第一生命のご連絡先、店舗所在地については、当社ホームページ
（<http://www.dai-ichi-life.co.jp/>）をご覧ください。

一生涯のパートナー

第一生命

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約に伴う大切なことがらを記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申し込みいただくようお願いいたします。

特に

●クーリング・オフ制度(ご契約のお申し込みの 撤回またはご契約の解除)	15	●保険料のお払い込み	36
●告知義務	18	●払込猶予期間とご契約の効力	38
●ご契約の成立と保障の責任開始期	20	●効力を失ったご契約の復活	39
●給付金などをお支払いできない場合	31	●解約	44

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらですので、告知および保険料の受領など職員の役割も含めて、ご説明の中でわかりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。

なお、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保管し、ご活用ください。

第一生命保険株式会社

〒100-8411 東京都千代田区有楽町1-13-1

電話 03-3216-1211(大代表)

インターネットホームページ <http://www.dai-ichi-life.co.jp/>